

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年1月27日 |
| 【事業年度】 | 第8期（自平成22年11月1日至平成23年10月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社モルフォ |
| 【英訳名】 | Morpho, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 平賀 督基 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都文京区本郷七丁目3番1号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。） |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| （注）平成24年2月14日から本店は下記の「最寄りの連絡場所」に移転する予定であります。 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都文京区後楽二丁目6番1号 飯田橋ファーストタワー31階（本社） |
| 【電話番号】 | 03-5805-3975（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部本部長 松平 史生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 決算年月 | 第4期 平成19年10月 | 第5期 平成20年10月 | 第6期 平成21年10月 | 第7期 平成22年10月 | 第8期 平成23年10月 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 (千円) | 282,580 | 655,513 | 1,035,291 | 1,417,544 | 1,565,541 |
| 経常利益又は経常損失 () (千円) | 1,613 | 70,238 | 189,364 | 307,454 | 181,274 |
| 当期純利益又は当期純損失 () (千円) | 5,658 | 146,336 | 175,027 | 250,746 | 76,399 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 380,205 | 473,105 | 483,105 | 488,505 | 791,315 |
| 発行済株式総数 (株) | 4,561 | 5,321 | 5,571 | 5,706 | 1,443,600 |
| 純資産額 (千円) | 530,344 | 569,808 | 764,835 | 1,026,381 | 1,708,400 |
| 総資産額 (千円) | 754,729 | 1,105,374 | 1,214,595 | 1,554,806 | 2,086,827 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 116,278.15 | 107,086.65 | 137,288.75 | 179,877.62 | 1,183.43 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円) | 1,391.32 | 28,103.82 | 32,245.31 | 44,277.96 | 62.10 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | 53.70 |
| 自己資本比率 (%) | 70.3 | 51.5 | 63.0 | 66.0 | 81.9 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | 26.2 | 28.0 | 5.6 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 44.8 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | 87,611 | 245,145 | 53,293 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | 89,808 | 91,934 | 228,722 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | 4,870 | 5,160 | 745,030 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | - | - | 762,075 | 900,885 | 1,358,514 |
| 従業員数 (人) | 17 | 27 | 47 | 63 | 80 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (1) | (-) | (1) | (2) | (3) |

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第4期及び第5期については1株当たり当期純損失が計上されているため、第6期、第7期については当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 第4期及び第5期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 第4期から第7期までの株価収益率については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
7. 第6期以降の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第4期及び第5期の財務諸表に関しては、同規定に基づく監査は受けておりません。
8. 平成23年5月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。

2【沿革】

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 平成16年5月 | 東京都港区南青山に株式会社モルフォを設立 |
| 平成16年9月 | 本社を東京大学本郷キャンパス内（東京都文京区本郷）に移転 |
| 平成16年12月 | 静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid®」、動画手ブレ補正技術「MovieSolid®」を発表 |
| 平成17年11月 | 本社を東京都文京区白山に移転 |
| 平成18年4月 | パノラマ撮影技術「QuickPanorama®」を発表 |
| 平成18年6月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid」の提供を開始 |
| 平成18年11月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに動画手ブレ補正技術「MovieSolid」の提供を開始 |
| 平成18年12月 | 海外携帯電話端末機器メーカーにパノラマ撮影技術「QuickPanorama」の提供を開始 |
| 平成19年3月 | 国内携帯電話端末機器メーカーにパノラマ撮影技術「QuickPanorama」の提供を開始 |
| 平成19年10月 | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間で業務資本提携 |
| 平成19年11月 | 本社を東京大学本郷キャンパス内（東京都文京区本郷）に移転 |
| 平成20年6月 | 国内通信事業者の統合プラットフォーム向けにフレーム補間技術「FrameSolid®」の提供を開始 国内携帯電話端末機器メーカーに顔検出ソフトウェア「FaceSolid®」の提供を開始 |
| 平成20年11月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに画像高速表示技術「ImageSurf®」の提供を開始 国内半導体製造メーカーにデジタル画像ノイズ除去ソフトウェア「NoiseWiper®」の提供を開始 海外携帯電話端末機器メーカーに静止画及び動画手ブレ補正技術「PhotoSolid」「MovieSolid」の提供を開始 |
| 平成21年1月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに撮影シーン自動判定技術「PhotoScouter®」の提供を開始 |
| 平成21年6月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに被写体自動追尾技術「TrackSolid®」の提供を開始 国内携帯電話端末機器メーカーに連写画像合成技術「StroboPhoto®」の提供を開始 |
| 平成21年9月 | 国内通信事業者に画像エフェクト技術「Morpho Effect Library™」の提供を開始 |
| 平成21年12月 | 国内通信事業者にスライドショームービー生成技術「Morpho Slideshow™」の提供を開始 |
| 平成22年5月 | ジェスチャー認識技術「Morpho Gesture Control™」を製品化 |
| 平成22年7月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに動きベクトル解析技術「Morpho Motion Sensor™」の提供を開始 国内携帯電話端末機器メーカーに最適画像抽出技術「Morpho Smart Select™」の提供を開始 |
| 平成22年9月 | 国内デジタルカメラメーカーに静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid」の提供を開始 |
| 平成22年12月 | 国内携帯電話端末機器メーカーに3Dステレオ画像撮像技術「Morpho Slide 3D™」の提供を開始 |
| 平成23年2月 | 本社機能を東京都文京区後楽に移転 |
| 平成23年4月 | 当社ソフトウェア製品の累計ライセンス数が3億ライセンスを突破 |
| 平成23年7月 | 東京証券取引所マザーズ市場に株式上場 静止画手ブレ補正技術「PhotoSolid」の累計ライセンス数が1億ライセンスを突破 |
| 平成23年8月 | 海外携帯電話端末機器メーカーにフレーム補間技術「FrameSolid」の提供を開始 |
| 平成23年10月 | アンドロイド端末向けのフォトアプリケーションパッケージ「Morpho Photo Apps™」の提供を開始 |

3【事業の内容】

当社は、デジタル画像処理技術の研究を行ってきた東京大学出身の技術者達を中心に、平成16年5月に設立した研究開発先行型ベンチャー企業であります。コンピューターサイエンスは実学であるという信念のもと、最先端の研究を理論で終わらせるのではなく、社会のニーズにいかに対応させて、世の中に貢献させられるかを常に追究していくことが私たちの使命であります。独自技術の研究開発及び製品開発をすることにより、デジタル画像、そして映像産業の新時代を築き上げることを目指しております。

当社では、携帯電話やデジタルカメラ等の組込み機器をはじめとして、様々なプラットフォームにおいて画像を認知、処理、そして表現する、これら一連のプロセスを通して、効率的且つ高品質な次世代のデジタル画像処理フレームワークを提供することにより、デファクト・スタンダードとなることを志向してまいります。

(1) ソフトウェア製品について

人間の五感の中で視覚は重要な入力インターフェースであり、「産業教育機器システム便覧」によれば人間の情報処理の80%は視覚情報に依存していると言われております。近年のネットワーク及びデジタル技術の発展と、デジタルカメラやカメラ付携帯電話等の普及によって、この視覚情報処理を取り巻く環境が急激に変化してきました。自分自身の目は異なる第2の目として、誰もが何処でも画像を撮影し、保存し、編集し、共有することが可能となり、新たなライフスタイルとそれを現実にするための技術開発が求められていると判断しております。

当社は、設立以来、デジタル画像に関する高度なアルゴリズムを創出すべく研究開発を行い、最先端の画像処理技術を駆使した各種ソフトウェアを製品化してまいりました。現在の当社の技術及び製品の優位性は、機能を全てソフトウェアで実現しているため余計な容積を必要とせず壊れにくく、且つ消費電力が少ないという点であると考えております。

当社がこれまでに製品化したソフトウェア製品のうち、主要なソフトウェア製品及びその機能の概要は、以下のとおりであります。

[製品ソフトウェア一覧]

| ソフトウェア製品名 (技術(機能)) | ソフトウェア(製品)の概要 |
|--|--|
| フォトソリッド PhotoSolid (静止画手ブレ補正) (被写体ブレ補正) | 動き検出エンジン「SOFTGYRO®(ソフトジャイロ)」を利用したソフトウェアによる静止画手ブレ補正技術です。カメラで撮影する際の横ブレ、縦ブレ、前後のブレ、横の回転ブレ、上下方向の回転ブレ、光軸まわりの回転ブレなど6自由度 ^{1,2} に対応した手ブレ補正を行います。 |
| イメージサーフ ImageSurf (画像高速表示) | 携帯電話に保存されている写真を素早く表示することを目的にした技術です。従来の技術では高解像度の写真、画像を表示させる際、圧縮されている画像をすべて解凍してから表示していたのに対し、当該技術は圧縮されている画像の表示に必要な部分のみを解凍するため、画像を高速で表示することが可能となりました。 |
| フレームソリッド FrameSolid (フレーム補間) | 滑らかな動画再生を目的に低フレームレート映像 ³ の中間画像を生成して、動画を滑らかに再生する技術です。例えば、ワンセグTV放送 ⁴ 等の毎秒15フレームの動画から中間画像を生成して毎秒60フレームにするなどの技術です。画像内の動きを検出し、動きに応じた中間画像をリアルタイムに作り出すことで、ワンセグTV放送等をよりなめらかで自然な見え方にする事が可能です。 |
| ムービーソリッド MovieSolid (動画手ブレ補正) | 独自の動き検出エンジン「SOFTGYRO®」による4自由度 ⁵ での手ブレ補正をリアルタイムに実現した動画手ブレ補正技術です。縦方向/横方向の動きに加えて、光軸まわりの回転や前後方向の手ブレ補正を行います。 |
| トラックソリッド TrackSolid (被写体自動追尾) | 指定した特定の被写体にフォーカスを合わせ、その被写体が動いてもフォーカスを合わせ続ける自動追尾機能を実現した技術です。 |
| ノイズワイパー NoiseWiper (ノイズ除去) | カメラセンサーのノイズを除去する技術です。当該技術は、欠陥画像の判定を目的に、ローデータ(センサーから直接入手するデータ)に対して直接画像処理します。また、エッジを検出 ⁶ することにより低周波のノイズを除去することができます。 |
| フォトスカフター PhotoScouter (シーン自動認識) | 撮影シーンや被写体を自動的に認識し、最適な撮影モードや設定への切り替えを目的にした技術です。当該技術では、QRコードを識別して自動的に読取機能に切り替えます。QRコードのほかにも、名刺読取機能や、人物・風景・料理などが被写体の場合の最適な撮影設定への切り替えも可能にしています。 |

SOFTGYRO (ソフトジャイロ) について

SOFTGYROは、多重解像度化⁷を用いた画像マッチング技術に、当社独自の信頼度や相関度に係る処理を導入した動きベクトル演算プログラムです。従来の動き検出技術に比べて正確性と低計算量の面に優れ、例えば、手ぶれ補正で用いられるジャイロセンサ等のハードウェア構成を省略し、各種端末機器の小容量化・低消費電力化・ローコスト化の実現を可能にするなど、多くの用途で有効性を発揮します。

(2) 収益構造について

当社は、国内外の携帯電話端末市場を中心にソフトウェア・ライセンス事業を営んでおります。当該事業が単一セグメントであるためセグメント情報の記載をしておりませんが、事業の売上高は ロイヤリティ収入、 サポート収入、 開発収入で区分されます。当社の収益構成の概要は以下のとおりであります。

ロイヤリティ収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等に対して、当社が独自に開発した複数のソフトウェア製品を商用目的で頒布・利用することを許諾して、主に当社の製品が搭載された携帯端末機器等の出荷台数に応じたライセンス料を収受する収入であります。

当該収入は、当社単独または他社と連携しながら、契約主体は当社と利用許諾先との間の直接取引としております。またライセンス料の収受方法は、出荷数実績に応じて収受する方式と、契約締結時に最低保証料として一定額を一括収受し、以降は出荷実績に応じて収受する方式に大別されます。

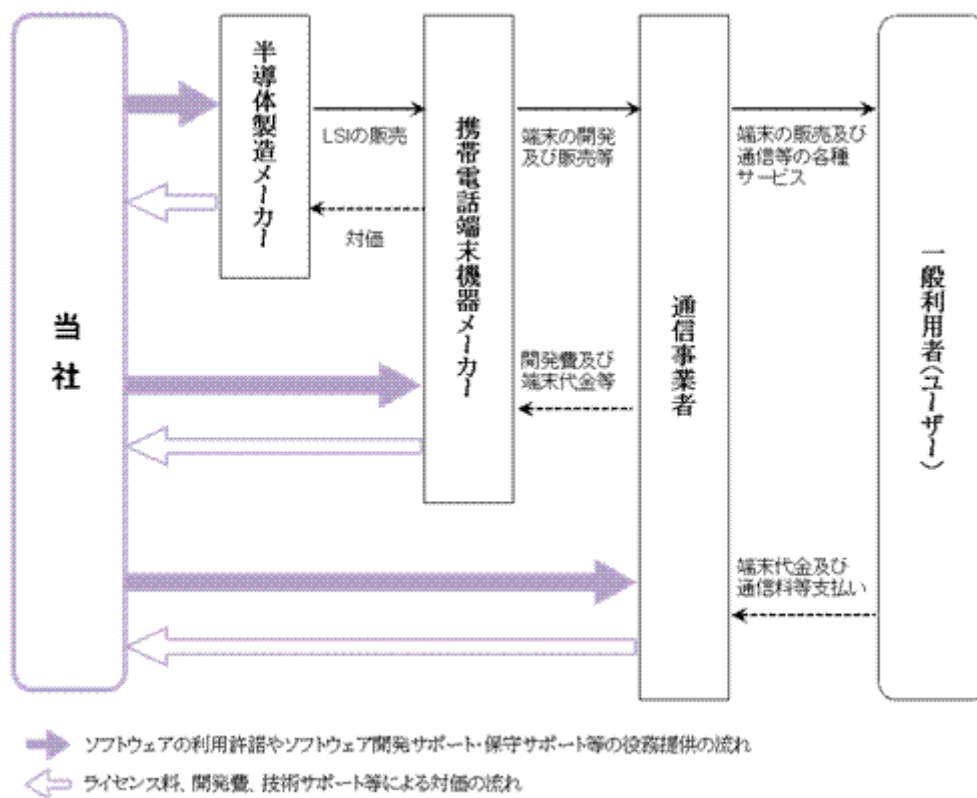
サポート収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等に対して、当社ソフトウェア製品の利用を許諾することを前提とした当社製品の携帯端末等への実装（ポータリング）支援等を行う開発サポート収入と、当社ソフトウェア製品を利用許諾した後に、一定期間の技術的なサポートを提供する保守サポート収入とに区分されます。

開発収入

主に国内外の通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等が試作機等へ実装し技術的な評価等を行う場合に、当社技術や製品の利用範囲を限定して当社の標準的な画像処理エンジンを提供する収入や、新たな技術や製品・サービスを創出する際に、通信事業者等の仕様により研究又は開発を請け負う収入であります。後者については、成果物の権利を双方で共有することができ、一定の条件を満たせば当社が単独でライセンスビジネスを行うことができます。その他、これまで蓄積したノウハウをもとに通信事業者及び携帯電話端末機器メーカー等の個別要求（仕様）に応じた開発等を受託する収入があります。

[ソフトウェア・ライセンス事業の系統図]



[当社の保有特許]

当社は設立以来これまでに23件の発明につき国内外で特許出願しております。この内、特許権として権利化されたものは国内では13件、海外では米国が3件、欧州及び韓国がそれぞれ1件となっております。当事業年度までに新たに特許権として権利化されたものは以下のとおりであります。

なお、当社では、発明した技術は国内において特許出願を行う他、特許協力条約に基づく国際出願やパリ条約に基づく優先権を主張した対応海外出願を活用し国内外で権利化を推進しております。

| 技術の概要 | 発明の名称 | 出願人 / 特許の取得状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--|----|------|-----|----|---------|------------|----|-------------|------------|-------|-------------|------------|----|------------|------------|
| 手ブレ補正ソフトウェア等に関する技術 | 動きベクトル演算方法とこの方法を用いた手ぶれ補正装置、撮像装置、並びに動画生成装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3935500</td> <td>平成19年3月30日</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>US7847823B2</td> <td>平成22年12月7日</td> </tr> <tr> <td>欧州()</td> <td>EP1843294B1</td> <td>平成22年9月15日</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>10-1036787</td> <td>平成23年5月18日</td> </tr> </tbody> </table> <p>欧州での登録国は、独、仏、英の3国。</p> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 3935500 | 平成19年3月30日 | 米国 | US7847823B2 | 平成22年12月7日 | 欧州() | EP1843294B1 | 平成22年9月15日 | 韓国 | 10-1036787 | 平成23年5月18日 |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 3935500 | 平成19年3月30日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 米国 | US7847823B2 | 平成22年12月7日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欧州() | EP1843294B1 | 平成22年9月15日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 韓国 | 10-1036787 | 平成23年5月18日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| パノラマ画像生成ソフトウェアに関する技術 | パノラマ画像生成装置及びプログラム | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4377932</td> <td>平成21年9月18日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4377932 | 平成21年9月18日 | | | | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4377932 | 平成21年9月18日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静止画手ブレ補正ソフトウェアの機能向上に関する技術 | 画像データ処理方法及び画像処理装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4480760</td> <td>平成22年3月26日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4480760 | 平成22年3月26日 | | | | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4480760 | 平成22年3月26日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手ブレ補正ソフトウェアに関する技術 | 画像処理装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4620607</td> <td>平成22年11月5日</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>US7773819B2</td> <td>平成22年8月10日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4620607 | 平成22年11月5日 | 米国 | US7773819B2 | 平成22年8月10日 | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4620607 | 平成22年11月5日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 米国 | US7773819B2 | 平成22年8月10日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 静止画手ブレ補正ソフトウェアの機能向上に関する技術 | 撮像方法及び撮像装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4689687</td> <td>平成23年2月25日</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>US7978221B2</td> <td>平成23年7月12日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4689687 | 平成23年2月25日 | 米国 | US7978221B2 | 平成23年7月12日 | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4689687 | 平成23年2月25日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 米国 | US7978221B2 | 平成23年7月12日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低周波ノイズ除去ソフトウェアに関する技術 | 画像処理方法及び画像処理装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4727720</td> <td>平成22年4月22日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4727720 | 平成22年4月22日 | | | | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4727720 | 平成22年4月22日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被写体認識に関する技術 | 画像識別方法及び撮像装置 | 出願人：株式会社モルフォ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（共同出願） 取得状況：以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4772839</td> <td>平成23年7月1日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4772839 | 平成23年7月1日 | | | | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4772839 | 平成23年7月1日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 映像中の歪み除去に関する技術 | 画像処理装置、画像処理方法及び画像処理プログラム | 出願人：株式会社モルフォ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（共同出願） 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4801186</td> <td>平成23年8月12日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4801186 | 平成23年8月12日 | | | | | | | | | |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日本 | 4801186 | 平成23年8月12日 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 技術の概要 | 発明の名称 | 出願人 / 特許の取得状況 | | | | | | |
|------------------|---------------------|---|----|------|-----|----|---------|-------------|
| 顔検出処理に関する技術 | 物体検出装置及び物体検出方法 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4806101</td> <td>平成23年 8月19日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4806101 | 平成23年 8月19日 |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | |
| 日本 | 4806101 | 平成23年 8月19日 | | | | | | |
| 画像鮮明化に関する技術 | 画像データ処理方法及び撮像装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4825748</td> <td>平成23年 9月16日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4825748 | 平成23年 9月16日 |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | |
| 日本 | 4825748 | 平成23年 9月16日 | | | | | | |
| 圧縮画像の表示高速化に関する技術 | 圧縮画像の部分伸長方法及び画像処理装置 | 出願人：株式会社モルフォ 取得状況：以下のとおり <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>登録番号</th> <th>登録日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4848462</td> <td>平成23年10月21日</td> </tr> </tbody> </table> | 地域 | 登録番号 | 登録日 | 日本 | 4848462 | 平成23年10月21日 |
| 地域 | 登録番号 | 登録日 | | | | | | |
| 日本 | 4848462 | 平成23年10月21日 | | | | | | |

[用語解説]

1. 自由度
相互に独立した移動方向及び回転軸の数を言います。
2. 6自由度(6軸)
縦方向、横方向、前後方向の動きに加え、光軸まわり、横方向、上下方向の回転を言います。
3. 低フレームレート映像
毎秒あたりの表示画像の枚数が少ない動画を言います。
4. ワンセグTV放送
地上デジタル放送で行われる携帯電話などの移動体向けの放送を言います。
5. 4自由度(4軸)
前後方向の動きに加え、光軸まわり、横方向、上下方向の回転を言います。
6. エッジを検出
特徴検出や特徴抽出の一種で、デジタル画像の明るさが不連続に変化している箇所を特定するアルゴリズムのことを言います。画像処理やコンピュータビジョンにおける専門用語として用いられています。
7. 多重解像度化
画像データを周波数帯によって分解し、いくつかの解像度の異なる画像を作り出すことを言います。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年10月31日現在

| 従業員数(人) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 80(3) | 38.5 | 2.4 | 7,375,386 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含まない。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数は当期中で17名増加しておりますが、新卒採用を実施したほか、事業規模の拡大により開発体制の強化、営業部門の拡充及び内部管理体制の充実を目的とした管理部門の増員によるものであります。
4. 当社事業はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、東日本大震災の影響等により依然として厳しい状況にあり、雇用情勢では高い失業率からの持ち直しの動きが見られるなど景気は引き続き緩やかな回復が見られませんが、依然として厳しい状況で推移しております。先行きとしては、景気の回復傾向が続くことが期待される一方、原子力災害の影響、海外経済の弱い回復状況、為替レートの変動など、景気の下振れリスクが存在しており、引き続き留意が必要な状況が続くことが想定されます。

その中で当社の主要な事業領域である携帯電話端末市場においては、世界的にスマートフォン（高性能携帯電話）が需要を喚起し、出荷台数は増加しております。国内市場では、従来型携帯電話からスマートフォンへと急速に移行しており、スマートフォンで先行する海外携帯電話端末メーカーが市場シェアを伸ばし、業界順位に変動が起きております。更に、通信仕様の高速化等によりネットワーク環境が充実したことも相まって、通信機能を組み込んだ各種デバイスが登場し、ネットワークサービスを中心とした新たな事業機会が出現しております。

このような環境のもと、当社はスマートフォンへの当社製品の採用推進、海外携帯電話端末メーカーやデジタルカメラメーカーに対する営業活動に注力してまいりました。しかしながら、主要な顧客である国内携帯電話端末メーカーが厳しい事業環境にさらされており、当社は海外事業展開を積極化させたものの当該影響を十分に回避することはできませんでした。

収益区分別にみると、売上高のうちロイヤリティ収入は、国内市場では新製品の投入等の各種施策、海外市場では海外携帯電話端末メーカーへの取り組みを着実に進めてまいりました。その結果、国内市場では若干減少したものの、海外ではライセンス数が堅調に推移したため、国内携帯電話端末メーカーの出荷台数が落ち込む中で前事業年度比で同水準を達成することができました。開発収入は、当社の標準的な各種画像処理エンジンを提供することによる収入や、アプリケーションソフトをパッケージにして提供する新たな販売手法を開拓した結果、前事業年度比で大幅に伸張しました。しかしながら、ネットワークサービスや既存技術のハードウェア化（記述言語化）に関する新規開発案件では、試作開発等の一定の布石は打てたものの追加案件を獲得するまでには至らず、期待通りの成果を収めるには至っておりません。一方、サポート収入は、スマートフォンへの移行に伴いOSが標準化されたこと等により前事業年度比で減収となりました。

他方、費用面につきましては、全社的なコストコントロールに努めながらも、事業規模を拡大させるために必要な人材の拡充や、研究開発活動への積極的な取り組みを行いました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は1,565,541千円（前年同期比10.4%増）となりました。営業損益につきましては、208,629千円の営業利益（同33.5%減）、経常損益につきましては、急激な円高による為替差損及び株式公開に伴う諸費用を計上したこと等により181,274千円の経常利益（同41.0%減）となりました。当期純損益につきましては、自社利用目的ソフトウェアの一部除却や、繰延税金資産を取崩したこと等により76,399千円の当期純利益（同69.5%減）となりました。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ457,629千円増加し1,358,514千円となりました。なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、53,293千円（前事業年度は245,145千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益172,719千円及び減価償却費67,530千円を計上し、かつ、たな卸資産が32,111千円減少した一方で、売上債権が40,083千円増加し、前受金が199,289千円減少し、法人税等の支払が95,788千円発生したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、228,722千円（前年同期比148.8%増）となりました。これは主として本社機能移転を行ったことに伴う有形固定資産の取得による支出71,731千円とソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出66,196千円、及び本社機能移転に伴う敷金及び保証金の差入による支出91,680千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、745,030千円（前事業年度は5,160千円の使用）となりました。これは主として本社機能移転のための借入金残高の増加157,751千円及び東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集増資払込による収入587,279千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社事業はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、収益区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当事業年度の収益区分別の受注状況は、次のとおりであります。

| 事業収入の名称 | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) | | | |
|---------|--|--------------|--------------|--------------|
| | 受注高 (千円) | 前年同期比 (%) | 受注残高 (千円) | 前年同期比 (%) |
| 開発収入 | 286,316 | 170.3 | 1,000 | 1.5 |
| サポート収入 | 121,270 | 60.6 | 25,305 | 105.8 |
| 合計 | 407,587 | 110.7 | 26,305 | 28.6 |

(3) 販売実績

当事業年度の収益区分別の販売実績は、次のとおりであります。

| 事業収入の名称 | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) | |
|----------|--|----------|
| | 金額(千円) | 前年同期比(%) |
| ロイヤリティ収入 | 1,092,430 | 100.2 |
| 開発収入 | 353,231 | 295.8 |
| サポート収入 | 119,879 | 57.7 |
| 合計 | 1,565,541 | 110.4 |

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) | |
|------------------------------|--|-------|--|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 319,666 | 22.6 | 410,881 | 26.3 |
| シャープ株式会社 | 356,334 | 25.1 | 343,329 | 21.9 |
| NECカシオモバイル コミュニケーションズ株式会社 | 137,037 | 9.7 | 202,943 | 13.0 |

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 日本電気株式会社は、同社が平成21年12月に設立したNECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に対して、平成22年5月1日付けで携帯電話端末部門に係る事業を承継しております。また、平成22年6月1日付けで株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズは、携帯電話事業の統合に伴い、NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に吸収合併されました。上記は、事業承継までの日本電気株式会社及び株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズの販売実績を含んでおります。

主な製品別の販売実績は、次のとおりであります。

| ソフトウェア製品名 | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) | |
|--------------|--|-------|--|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) | 金額(千円) | 割合(%) |
| PhotoSolid | 319,162 | 22.5 | 367,305 | 23.5 |
| ImageSurf | 267,330 | 18.9 | 247,515 | 15.8 |
| FrameSolid | 143,981 | 10.2 | 128,040 | 8.2 |
| MovieSolid | 92,808 | 6.5 | 113,248 | 7.2 |
| TrackSolid | 83,006 | 5.9 | 88,572 | 5.7 |
| NoiseWiper | 85,312 | 6.0 | 75,216 | 4.8 |
| PhotoScouter | 93,235 | 6.6 | 61,975 | 4.0 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、「新たなイメージング・テクノロジーを創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現に貢献する」ことを理念としております。現在は、携帯電話端末市場が戦略的事業ドメインですが、国内市場では流通形態や事業構造の変化などにより事業環境は刻々と変化しております。海外市場では中国及びインドなど新興市場の伸びが著しく、景気低迷による一時的な需要の落ち込みはあったものの引き続きマーケットを牽引し、市場規模は拡大傾向にあります。このような環境のもと、当社では“モバイル端末向け画像処理技術のデファクト・スタンダードとなる”ことを中期経営目標に掲げており、顧客ニーズに適応した新たな技術開発及び製品開発に積極的に取り組んでまいります。これらを実現させるために当社が取り組むべき主要な課題等は、以下のとおりであります。

必要な人材の獲得等について

当社が属するソフトウェア業界は、常に革新的な技術・サービスが求められる業界であります。既存製品の機能向上はもとより、市場の技術革新に速やかに対応しながら、より先進的な技術を創出する必要があります。そのためには、高度かつ専門的な知識・技術を有した人材の確保と養成並びにその定着を図ることが重要であります。加えて、事業規模を拡大させるために最先端の技術動向及び市場ニーズを的確に捉えられる人材及び海外への販路拡大のためにデジタル画像分野や携帯端末機器分野、更には情報家電分野等に精通した専門知識及びスキルを有した優秀な人材の確保が重要であると考えております。

知的財産権の確保等について

当社は研究開発先行型の企業として、既存の技術とは一線を画す新たな技術を世に送り出すことを事業の礎としております。ただIT・ソフトウェア分野においては、国内大手電気メーカーや欧米IT・ソフトウェア企業等各社が知的財産権の取得に積極的に取り組んでおり、当社の属する画像処理の分野も例外ではありません。新規性のある独自技術の保護及び当社の活動領域の確保のために、独自の技術分野については、他社に先立って特許権の取得、活用・保護をすすめていく方針であります。

当社では、専門的知識（弁理士資格等）を有した社員を知的財産部門に配置し、技術部門との情報共有を密に図るとともに、他社の知的財産権の調査や出願手続き等の一部は外部パートナーを活用しながら適切に取り組んでまいります。具体的には、事業全体の価値向上に寄与する特許権の取得を推進し、潜在的資産価値の最大化に向けて積極的に取り組むとともに、知的財産権の調査においては他社知的財産権の侵害を回避し、安定・継続した事業の推進に寄与してまいります。

国内市場への対応について

現在の当社は、携帯電話端末分野が主力市場ですが、国内市場では海外市場に比して高性能・高品質の製品が多く、最先端の技術及び機能が求められる環境下にあります。最近では、スマートフォンのシェアが急速に拡大しており事業環境に大きな変化が起こりつつあります。世界的にも急速に市場シェアを拡大しているスマートフォンの動向には注視する必要がありますが、当社は従来から特定のOSに依存しない製品開発を行っており、この特性を活かした取り組みに注力しております。また通信仕様が高速化する中で事業機会も生まれており、大容量の画像データなどがネットワーク上に膨大に蓄積されることが想定されます。この新たな事業機会に対して当社は、積極的に事業領域を拡大させるべく取り組んでまいります。

当社は、最先端の研究成果を一般のソリューションとして広く実用化させることを目的としていることから技術、性能及び品質において国内で早期に認知され、高機能端末へ標準搭載されることが戦略的に重要なテーマとなります。また認知された技術は、いち早く中価格帯、低価格帯の端末へ浸透させることも重要となります。更にオープンOS化への対応や今後急速に進展すると見込まれるクラウド化を視野に入れたネットワークサービス分野や情報家電分野に対しても有効な技術開発を推進し、画像処理分野におけるデファクト・スタンダードを目指して積極的に取り組んでまいります。

海外市場への展開について

事業規模を拡大させるためには海外展開が戦略的に重要なテーマとなります。特に、欧米市場及びアジア市場での収益獲得機会を増大しなければなりません。そのためには、顧客ニーズを迅速に把握するための体制構築に加え、タイムロスを極小化させるための技術的なサポート体制を構築する必要があります。従いまして、海外拠点の設置や現地要員の確保等、インフラ及び体制の整備に取り組むとともに、並行して海外携帯電話端末機器メーカー等との幅広いネットワークを有したビジネスパートナーとの事業連携を構築することも重要となります。

当社では、国内市場での営業体制の強化とは別に、海外市場においても同業界に精通した人材を獲得し、海外営業に注力できる体制を構築してまいります。また、海外の顧客への技術的なサポートが可能な人材の確保にも

注力してまいります。当面は、現地在住の社外協力者との良好な関係を維持することにより、当社独自の画像処理技術を世界規模で広く普及させるべく積極的に取り組んでまいります。

新規事業領域への展開について

当社は、携帯端末機器分野に特化した技術開発及び製品開発を行っておりますが、当社技術の強みは画像処理に関連する幅広い分野に応用可能な点であると考えております。従いまして、当面は中期経営目標の達成に向けて携帯端末機器分野、デジタルカメラ分野、情報家電分野に対して経営資源を集中させます。昨今、カメラ等の撮像素子が高性能・高画素化し、加えて安価になっていることから様々なデジタル機器に搭載されるようになり、利用用途は拡大しています。当社では、様々な分野に当社技術及び製品を普及させるためにハードウェア化（記述言語化）に取り組んでまいります。一方、長期的視点では、カメラデバイスの小型化、高性能化、低コスト化に加え、通信速度の高速化とクラウド化の進展も加わってカメラ機能と通信機能を有した各種商品やシステムが出現してくることを想定しております。これらの事業機会は、当社の成長戦略の基軸になるものと考えており、そのためにソフトウェアによる画像処理技術が優位性を発揮できる分野に対して積極的に研究開発等を推進していく方針であります。加えて、画像データから得られる各種情報を活用した新たな分野を創出し、積極的に事業領域の拡大を図っていく方針であります。

当社が中長期的に新たな事業ドメインとして検討している領域は以下のとおりであります。

- ） ネットワークサービス分野
- ） デジタルカメラ分野
- ） 情報家電分野

以上の分野を戦略的に重要なターゲットと位置付けて、限られた経営資源で効果的な営業活動と更なるマーケティング活動を実施し、段階的に新たな柱としていく方針であります。

ネットワークサービス分野とは、高速化するネットワーク環境に適応した製品の提供及び今後の市場規模拡大が見込まれるクラウドコンピューティング分野への製品提供までを含む総称であります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に開示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 新技術及び新製品の開発に関するリスクについて

当社は、研究開発先行型のベンチャー企業であります。現在は携帯電話端末を中心とした技術及び製品を開発し、新たな付加価値を提供することにより、当社の技術的な信頼性及び認知度を高めながら事業規模の拡大に努めております。将来の成長は、技術的優位性の維持と、市場のニーズに適応した付加価値の高い製品の開発に依存します。

当社が属するソフトウェア業界は、常に新しい技術が誕生し、技術の陳腐化が早い事業環境にあるため、環境の変化に適応した革新的な技術やサービスが求められる業界であります。従いまして、急速な技術進歩に支えられた当業界においては、将来の成長可能性は常に不確実を伴っております。当社では、独自の画像処理技術を強みとして、新たな技術開発及び製品開発に取り組んでおりますが、想定以上の急激な技術革新や開発スピードの早期化、市場ニーズに適応しない製品の投入、新製品等の市場への投入時期の遅れによる製品の陳腐化等の事象が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益構造について

利用許諾契約について

当社は、これまで培ったノウハウをもとに新技術を創出し実用的な製品を開発しております。現在は、主要な顧客である通信事業者、携帯電話端末機器メーカー、半導体製造メーカー等に対して当該製品の利用を許諾することによりロイヤリティ収入として売上高を計上しております。

当社製品のうち主力製品（平成23年10月末現在）は、静止画手ブレ補正ソフト「PhotoSolid」、画像高速表示ソフト「ImageSurf」、フレーム補間ソフト「FrameSolid」、シーン自動認識ソフト「PhotoScouter」、動画手ブレ補正ソフト「MovieSolid」などであり、また、平成23年10月期のロイヤリティ収入は売上高全体の69.8%と高い構成比となっております。

現時点では、当社のソフトウェア製品は携帯電話端末市場において技術的優位性があり、高い競争力を維持しているものと考えておりますが、競合製品の台頭や代替技術の出現により、製品又は技術が陳腐化した場合には、収益の低下を招く可能性があります。当該事象が顕在化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロイヤリティ単価の変動について

ロイヤリティ収入の価格設定方法は、当社の対価基準を元に、顧客との間で協議して設定した出荷数見積りと利用期間をもとに設定されます。対価の受け取り方法は、出荷数実績に応じて収受する方式と、契約締結時に最低保証料として一定額を一括収受して以降は出荷実績に応じて収受する方式に大別されます。

当社の属するソフトウェア業界では、急速な技術進歩により市場規模を拡大させてまいりましたが、最近では事業環境は大きく変化しており、携帯電話端末機器メーカー各社及び通信事業者各社は端末原価の低減を図ることにより競争力の維持を図っております。現時点では、高付加価値の製品を提供し続けることにより、価格に大きな変動は生じておりませんが、当社が市場ニーズに適応した新製品の開発又は既存製品の機能追加ができなかった場合には、買手の交渉力が脅威となりロイヤリティ単価が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社は、画像処理技術を中核技術とする研究開発先行型のベンチャー企業であります。当社の属するソフトウェア業界では、国内大手電気メーカーや欧米IT・ソフトウェア企業等が様々な領域において特許を取得しており、画像処理の分野においても一部では基本特許が取得されています。このような状況の中、当社は既存の技術とは一線を画す新たな技術を創出し、他社に押さえられていない領域において積極的に知的財産権を取得し、活用・保護をすすめていく方針であります。

しかしながら、組込系ソフトウェアは、知的財産権として保護したとしても、当社技術を模倣した類似製品について権利侵害を特定することが困難であり、効果的に模倣を防止できない可能性があります。一方、当社が開発した新技術や新製品については、各市場に販売を開始する前に他社知的財産権の侵害調査を実施することにより、他社知的財産権を侵害しないための事前の対応を図っております。しかしながら、全てを網羅することが現実的には不可能であるため、他社の知的財産を侵害する可能性を完全に否定することはできません。今後も引き続き、他社技術への侵害調査は継続してまいります。他社技術を侵害して販売を行った場合には対象製品の営業活動が不能となり、また損害賠償等の請求を受ける場合もあり、当社の業績及び財政状態

に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 職務発明に対する対価について

当社は、画像処理に係る独自の技術分野において新技術を創出し、積極的に知的財産権を取得し、活用・保護をすすめていく方針であります。そのため当社では、役職員の職務上の発明等に関するルールを職務発明等取扱規程において定めております。当社は、このルールに基づき役職員の職務発明の継承に対しては支払いを行っております。当社は、これまでに職務発明に対する対価について従業員との間で紛争が生じた実績はありませんが、職務発明に対する対価の金額や算出方法が法令上具体的に定められているものではないため、職務発明に対する対価に関する紛争の今後の発生可能性を完全に排除することは困難であり、発生しないという保証はありません。

したがって、発明の対価について紛争を生じた場合には、当社の事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 品質管理について

当社が製品化するソフトウェアは、プロジェクトごとに製造過程から納品までを管理し、品質の維持向上を図ることを目的とした品質管理規程を制定し、管理・運用しております。また、製品化にあたっては、細心の注意を払い、PCデモ版等により様々な環境下での動作を検証し、特定の仕様に依存しない移植性の高いソフトウェアの開発に努めております。このような取組みの結果、小規模な組織体制ではありますが、検収を受けた製品の納品後の重大な不具合又は欠陥は一度も報告されておられません。しかしながら、今後の更なる需要拡大に伴う品質管理体制が整備できず、顧客の要望するカスタマイズ過程において不具合や欠陥が発覚した場合、その対応等に開発リソースが充当され収益獲得機会を喪失すること、又は損害賠償の請求を受ける等の事象が顕在化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 携帯電話端末業界の動向について

国内市場について

国内市場においては、携帯電話端末市場においてスマートフォンが需要を喚起し、携帯電話端末の出荷台数は増加しております。しかしながら、業界のボーダレス化が進展しており、スマートフォンで先行する海外携帯電話端末メーカーが市場シェアを拡大させており業界順位にも変動が起きております。また、通信仕様の高速化等によりネットワークを介した各種サービスが出現するなど事業環境は大きく変化しています。当社では、顧客ニーズに合致した製品ラインナップを充実させ、且つ特定のOSに依存しない技術開発を推進することにより、着実に業績を伸ばしてきました。しかしながら、スマートフォンの需要動向は、携帯電話端末業界の需給バランスに大きな影響を及ぼしており、これらの環境変化に当社が順応できない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外市場について

海外市場においては、欧米市場における高機能端末の普及に加え、新興市場では地方の通信インフラ整備が進んでおり、昨今ではスマートフォンが需要を喚起して、市場規模は引き続き拡大しております。当社では、現時点で事業活動の相当部分を日本国内に依存しておりますが、今後は米国、欧州、並びに経済成長が著しいアジア諸国への海外進出を予定しております。現在までのところ、海外市場への参入は果たしたものの開拓途上にあることから、海外に現地拠点を設置していません。それに代えて、海外在住の外部協力者との間で業務委託契約を締結し、当社の技術及び製品の普及促進を図っております。今後、海外展開を積極化させるためには、海外に拠点を設置し、営業・マーケティング及び開発や顧客サポートを迅速に行える体制整備が必要であると考えております。

こうした海外市場で事業を行う際には、以下のような特有のリスクがあります。

- ・ 商慣習の違い
- ・ 為替レートの急激な変動
- ・ 想定外の法的、又は規制面の変化
- ・ 社員の採用と雇用維持及びマネジメントの難しさ

以上のような海外進出に伴う固有のリスクにつき、当社が十分に対応できない場合には、当社業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である平賀督基は、東京大学及び同大学院において画像処理技術を専門に研究を行ってまいりました。特にビジュアライゼーション、3次元グラフィックス、画像認識といった分野で世界最先端の様々な技術に触れ、また自らもそれらを専門に研究を行ってきたことが当社の礎となっています。平賀督基は、当社の最高責任者として、経営方針及び事業戦略等を決定するとともに新規技術のアイデ

ア創出から当該技術の製品化にわたり重要な役割を果たしております。今後においても、特に研究開発については、平賀督基に依存する側面が大きいものと考えられます。当社では、熟練者の豊富な知識及びノウハウの共有並びに新たな人材の獲得、さらには権限委譲や組織整備等により、平賀督基に依存しない経営体質の構築を進めてまいりますが、何らかの理由で平賀督基が当事業を継続することが困難となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の販売先への依存度について

最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下の通りとなっております。当社では、海外の通信事業者との関係強化及び携帯電話端末機器メーカーへの拡販を積極的に進めていく方針であり、更にその他の分野にも事業領域の拡大を図っていく方針であります。現在の主要な取引先への依存度は当面は高い水準で推移していくものと考えられます。これら販売先の経営方針、商品戦略、取引方針等が大幅に見直された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

| 相手先 | 前事業年度 (自平成21年11月1日 至平成22年10月31日) | | 当事業年度 (自平成22年11月1日 至平成23年10月31日) | |
|------------------------------|--|-------|--|-------|
| | 金額 (千円) | 割合(%) | 金額 (千円) | 割合(%) |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 319,666 | 22.6 | 410,881 | 26.3 |
| シャープ株式会社 | 356,334 | 25.1 | 343,329 | 21.9 |
| NECカシオモバイル コミュニケーションズ株式会社 | 137,037 | 9.7 | 202,943 | 13.0 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 日本電気株式会社は、同社が平成21年12月に設立したNECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に対して、平成22年5月1日付けで携帯電話端末部門に係る事業を承継しております。また、平成22年6月1日付けで株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズは、携帯電話事業の統合に伴い、NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社に吸収合併されました。上記は、事業承継までの日本電気株式会社及び株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズの販売実績を含んでおります。

(9) 特定の外部委託先への依存度について

当社は、新たな技術や製品の開発及び顧客への技術的サポートを行える開発体制を構築しておりますが、当社製品への需要拡大に対応した開発体制を今後も構築する必要があります。当社では、顧客ニーズに合致した製品を適切な時期に市場に投入するために、社内の開発要員は中核技術の創出や製品化、更には製品の機能を向上させるための開発に集中させております。一方、中核技術の開発以外の開発サポート業務や、新規分野への参入時における専門性の高い業務の一部などは、外部委託先との連携を積極的に推進しており、これらの相乗効果により、効果的な開発体制の構築に努めております。

外部委託先は、業務の品質や迅速な対応、更には専門性に鑑みて、継続的に良好な提携関係を構築することが可能な取引先を選定しており、現状はアイテック阪急阪神株式会社及び三菱電機マイコン機器ソフトウェア株式会社の2社への依存度が高くなっております。平成23年10月期の外部委託費総額に占める当該2社への依存度は82.0%となっており、各社の経営方針の変更等によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はございません。

6【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の方針

当社では、新たな画像処理技術を創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現のために研究開発活動に取り組んでおります。

当社の研究開発活動は、他社との技術的な差異化を強みとした技術開発を基本としていることから、中核技術にかかる研究開発は社内リソースで賄う一方、中核技術に関わらない間接的工務については、信頼のおける外部協力会社を積極的に活用することで、開発リソースの「選択と集中」に努めております。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 研究開発体制

当社では、画像処理に係る基盤技術等を新規に創出する部門、新規に創出された技術（機能）を評価したり、標準的な開発用キットへ進化させる部門、更には既存技術を組み合わせたり、顧客のニーズに合わせた応用製品を開発する部門を、それぞれ設置しております。各部門には相当数の開発者が在籍しております。今後は、ハードウェアとの連携を図るべく既存技術を半導体（チップ）へ組み込むために必要な記述言語化に関わる開発及びネットワークサービス分野へ展開可能な新たな製品の開発を積極化させるべく、開発体制の強化に努めてまいります。

(3) パートナーシップ

既存の顧客との更なる関係強化によるニーズの早期獲得と迅速かつ効果的な技術開発
国内外の携帯電話端末機器メーカーや半導体製造メーカーとの連携強化による先行開発の推進
情報家電（デジタルカメラ等）メーカーとの関係構築と需要創出に向けた製品開発

(4) 研究開発の成果等

主な研究開発の成果は以下のとおりであります。

新たな基盤技術の開発

- ・ 画像の認識及び検索に係る技術開発

新たな基盤技術を応用した新製品の基礎研究及び開発

- ・ 画像を綺麗に表示する技術開発
- ・ 3D関連の技術開発

既存製品の付加価値を高めるための機能追加

- ・ 圧縮画像等を高速に表示する技術開発
- ・ 映像中の特有の歪みを補正する技術開発

既存の中核技術及び製品を応用した新たな製品の開発

- ・ 基盤技術のハードウェア化に向けた技術開発

(5) 研究開発費

当事業年度における当社の研究開発は、前述(4)～に開発テーマを絞り、積極的な研究開発活動を実施しました。その結果、当事業年度における当社の研究開発費は376,327千円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。特に、コンピューター・ソフトウェアといった無形資産の会計方針については昨今の我が国における企業会計ルールに則り、透明性を重視し、外部専門家の意見を適宜受けながら作成しております。ソフトウェア会計は世界的にも比較的新しい企業会計の分野であるため、国内外の同会計ルールの制定・改訂が将来行われる可能性があります。当社としてはそういった流れ・傾向を慎重に見極め、必要な対応をとっていきたくと考えております。

また、当社経営陣は、財務諸表の作成に際して、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示に影響を与える見積もりを必要としております。これらの見積もりについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もりによる不確実性のため、これらの見積もりとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当社の当事業年度末における総資産は2,086,827千円（前事業年度比532,020千円増）となりました。

総資産の内訳は、流動資産が1,785,901千円（同373,760千円増）、固定資産が300,926千円（同158,260千円増）であります。流動資産増加の主たる要因は、東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集増資による現金及び預金の増加457,629千円及び売掛金の増加40,083千円、たな卸資産の減少32,111千円及び繰延税金資産の減少86,412千円であります。固定資産増加の主たる要因は、研究開発に必要な各種プログラム開発用ソフトウェア及び品質向上に必須となる製品評価ソフトウェアの購入に伴うソフトウェアの増加16,627千円、及び本社機能移転に伴う内装工事費用等の有形固定資産の増加64,429千円、敷金及び保証金の増加77,396千円であります。

負債合計は378,426千円（同149,998千円減）となりました。

その主たる要因は、本社機能移転のための借入金残高の増加157,751千円、未払法人税等の減少93,148千円、前受金の減少199,289千円であります。

純資産合計は1,708,400千円（同682,019千円増）となりました。

その主たる要因は、東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集増資による資本金及び資本剰余金の増加605,620千円であります。

(3) 経営成績の分析

当社の当事業年度の経営成績は、積極的な研究開発活動と営業活動を行ったものの、それに伴う費用の増加を十分に補うだけの収入を得ることができず、増収減益となりました。その結果、営業利益は前事業年度比33.5%減の208,629千円、経常利益は前事業年度比41.0%減の181,274千円となり、当期純利益は前事業年度比69.5%減の76,399千円となりました。

(売上高)

売上高は、前事業年度比10.4%増の1,565,541千円となりました。

収益区分別にみると、ロイヤリティ収入は、国内市場では新製品の投入等の各種施策、海外市場では海外携帯電話端末メーカーへの取り組みを着実に進めてまいりました。その結果、国内市場では若干減少したものの、海外ではライセンス数が堅調に推移したため、国内携帯電話端末メーカーの出荷台数が落ち込む中で前事業年度比0.2%増の1,092,430千円と同水準を達成することができました。開発収入は、当社の標準的な各種画像処理エンジンを提供することによる収入や、アプリケーションソフトをパッケージにして提供する新たな販売手法を開拓した結果、前事業年度比で195.8%増の353,231千円と大幅に伸長しました。しかしながら、ネットワークサービスや既存技術のハードウェア化（記述言語化）に関する新規開発案件では、試作開発等の一定の布石は打てたものの追加案件を獲得するまでには至らず、期待通りの成果を収めるには至っておりません。一方、サポート収入は、スマートフォンへの移行に伴いOSが標準化されたこと等により前事業年度比42.3%減の119,879千円と減収となりました。

(売上原価)

売上原価は、前事業年度比32.4%増の331,601千円となりました。

主因としては、新規顧客及び新規案件獲得のための試作開発の大幅な増加、開発収入の増加により対応する原価の増加、及び製品数の増加による機能維持に係る費用の増加によるものであります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前事業年度比20.1%増の1,025,311千円となりました。

主な要因としては、新たな製品開発に向けた先行投資的な研究開発費の増加、事業規模を拡大させるための人員拡充による人件費の増加、などが挙げられます。

当社では、開発体制の更なる強化を目的とした積極的な人員計画を立案し、予定通り実行いたしました。更なる事業規模の拡大を図るための基盤整備が整いつつあります。

(営業外費用)

営業外費用は、東京証券取引所マザーズ市場上場及びこれに伴う有償一般募集増資等に係る株式公開費用11,521千円及び株式交付費6,818千円を計上したほか、前事業年度に引き続き急激な円高の進行のため、海外売上高の回収時の円換算額が変動したこと及び外貨預金の円換算額が大きく変動したことにより、為替差損を7,016千円計上したこと、及び本社機能移転に関する借入金増加に伴う支払利息2,210千円を計上したものであります。

(特別損失)

特別損失は、使用見込のなくなった開発用資産の固定資産除却損を7,848千円計上したほか、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額706千円を計上したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社では、財務基盤を強化するために内部留保の充実に取り組んでおります。現状の運転資金及び設備資金は、内部資金及び借入金を充当しております。

当社の属するソフトウェア業界は、事業の特性から常に新しい技術が創出され技術の陳腐化が早い事業環境にあります。このような環境の中で、常に環境の変化に適応した革新的な技術やサービスが求められております。従いまして、投下した研究開発投資等は、比較的短期間のうちに成果に結実しなければならないものと認識しており、必然的に資金の循環は早くなるものと考えております。

今後につきましては、引き続き積極的に先行投資的な事業資金を投じていく方針であることから、現状の事業資金は、手元流動性の高い現金及び現金同等物として保持しておく必要があり、当面の資金繰りに影響を及ぼさない事業資金については、極めて短期の安全性の高い運用に留める方針であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は研究開発先行型のベンチャー企業として、主に携帯電話端末向けの技術開発及び製品開発を行い、新たな付加価値を提供することにより事業規模を拡大させてまいりました。当社の中期的な成長は、当該市場における技術的な優位性の維持と市場ニーズに迅速に適応した付加価値の高い製品の開発に依存しております。また、中長期的な成長を実現させるためには、事業領域拡大を図り他分野においても当社技術及び製品の普及拡大を実現させていくことが必要となってまいります。

昨今の携帯電話端末は、国内では幅広い年代で普及しておりますが、人口の減少と相まって市場は成熟しつつあります。一方、オープンプラットフォームによるスマートフォンのシェア拡大や通信速度の高速化による新たなサービスの出現により携帯電話端末の需要は喚起されており、加えて携帯電話端末以外の様々なモバイル端末機器にも通信機能やカメラ機能が搭載されるなど事業環境は著しく変化しております。他方、海外ではスマートフォンが本格的に普及しており、オープンプラットフォームによる端末価格の低価格化の進行等により先進国だけでなく新興国においても普及が進み、需要は拡大している状況にあります。

当社では、これら市場環境の変化に迅速に対応しながら、技術的な優位性を維持し且つ市場ニーズに適応した付加価値の高い製品開発を推進することが将来の成長の成否を分けるものと認識しており、事業環境の変化に迅速に適応できなければ経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社では、前述のとおり、携帯電話端末市場を中心とした収益構造となっておりますが、今後も引き続き成長性を維持していくために、国内市場では通信速度の高速化によるネットワークを活用した新たなサービスに対応した製品開発、海外市場への積極的な展開によるシェア拡大、カメラデバイスの小型化、高性能化、低コスト化の進行により収益獲得機会が顕在化しつつある情報家電等の新たな分野への参入を重点施策に掲げて経営資源を投入し、中期事業計画の達成に向けて、以下のような戦略にて取り組んでおります。

通信速度の高速化等によりネットワーク上では大容量の画像データ等がやり取りされ、また膨大に蓄積されるようになっております。従いまして、ネットワーク・サービスに対応した製品開発としては、既存技術の応用や新規技術の創出によりネットワーク・サーバー上においても当社製品（機能）が利用可能な技術及び製品の開発を推進します。画像データ等を様々なモバイル機器等を介して、例えば軽快な操作感を維持したまま閲覧等できるようにすることはユーザーへの新たな付加価値の提供になるものと考えて取り組んでおります。

海外市場における顧客ニーズを迅速に把握し提案すること及び技術的サポートを充実するために、海外拠点の設置や現地要員の確保等の体制整備に向けた検討のほか、引き続き業務委託先との連携を図ることにより、海外への積極的な展開に取り組んでおります。また国内の携帯電話端末市場が成熟化しつつあるため、国内の携帯電話端末機器メーカーは海外進出を積極化しつつあることから、国内での実績を踏まえ、国内携帯電話端末機器メーカーの海外進出をバックアップすべく取り組んでおります。

カメラデバイスは小型化、高性能化、低コスト化が実現されてきており、通信速度の高速化とクラウド化の進展も相まって、通信機能とカメラ機能を備えた各種デバイスやシステムが出現し、当社の事業機会は確実に増大

しております。当社では、この新たな事業機会を獲得して中長期的な成長戦略の基軸とすべく、積極的な研究開発等に取り組んでおります。

(8) 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、携帯電話端末機器をはじめとするモバイル端末業界において、独自の画像処理技術を用いた各種製品を創出し、且つ幅広い市場に対して付加価値の高い製品を提供しつづけるために、現時点で入手可能な情報をもとに、事業環境の変化に配慮しながら最善の経営方針を立案するよう努めております。

しかしながら、昨今の国内の携帯電話端末市場の環境変化は著しく、特にスマートフォンのシェア拡大による業界構造の変化や、通信仕様の高速化による新たな市場の出現など、今後の動向を予測しづらい状況になっており、市場動向には留意しなければならない状況にあります。また、海外では、国内より先行してスマートフォンが需要を喚起し、市場規模は拡大傾向にあります。一方、画像素子は、小型化、高性能化、低コスト化により、カメラ機能が様々なデバイスに搭載され始めており、これに通信機能を備えた各種製品が発売されて、新たなサービスが出現するなど事業機会は拡大しております。

このような環境下において当社では、画像処理技術が展開可能な様々な市場へ事業領域を拡大させるために、特許等により差別化した技術をもとに、付加価値の高い製品を提供し、企業価値の向上に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は156,754千円であります。

主な内容は、本社機能移転に伴う内装工事費用等57,493千円、人員増加に対応するためのパーソナルコンピュータ及び什器の購入8,665千円、社内システムの購入8,581千円、研究開発及び製品開発に使用する器具備品及びソフトウェアの購入27,263千円、自社開発のソフトウェア33,520千円などであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年10月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (名) |
|----------------|-------|------------|-----------------------|----------------|-------------|------------|-------------|
| | | 建物 (千円) | 工具、器具 及び備品 (千円) | ソフトウェア (千円) | 土地 (面積㎡) | 合計 (千円) | |
| 本社 (東京都文京区) | 本社機能 | 55,845 | 27,506 | 117,219 | - | 200,571 | 80 (3) |

(注) 1. 金額は有形固定資産、ソフトウェアの帳簿価額であり、消費税等は含まれておりません。

2. 上記事務所については、他の者から建物を賃借しております。

本社 年間賃借料 90,637千円

3. なお、当社事業はソフトウェア・ライセンス事業という単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は省略しております。

4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資は、人員増加に伴うオフィスの拡充や、各種開発に使用する器具及びソフトウェア、更には自社開発のソフトウェアが主であり、事業規模の拡大に対応した採用計画や市場・景気の動向、投資対効果等を総合的に且つ慎重に検討のうえ策定しております。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 4,600,000 |
| 計 | 4,600,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成23年10月31日) | 提出日現在発行数 (株) (平成24年1月27日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 1,443,600 | 1,502,400 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。 |
| 計 | 1,443,600 | 1,502,400 | - | - |

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 当事業年度末日後、新株予約権の行使により、発行済株式数が増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成17年9月8日開催臨時株主総会特別決議1)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成23年10月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年12月31日) |
|--|-------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 490(注)6. | 315(注)6. |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 98,000(注)2.6. | 63,000(注)2.6. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 400(注)4. | 400(注)4. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年9月9日から 平成27年9月8日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 400 資本組入額 200 | 発行価格 400 資本組入額 200 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5. | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

- (注) 1. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは2.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

3. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成17年9月8日開催臨時株主総会特別決議2)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成23年10月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年12月31日) |
|--|-------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 55(注)6. | 55(注)6. |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 11,000(注)2.6. | 11,000(注)2.6. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 400(注)4. | 400(注)4. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年9月9日から 平成27年9月8日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 400 資本組入額 200 | 発行価格 400 資本組入額 200 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5. | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは2.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

3. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成18年3月3日開催臨時株主総会特別決議)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成23年10月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年12月31日) |
|--|-------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 418(注)6. | 307(注)6. |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 83,600(注)2.6. | 61,400(注)2.6. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,300(注)4. | 1,300(注)4. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年3月4日から 平成28年3月3日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,300 資本組入額 650 | 発行価格 1,300 資本組入額 650 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5. | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 当社が行使時の払込金額(但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する)を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は目的となる株式1株あたりの発行価額(旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。)が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

調整前払込金額とは2.に記載の調整前の払込金額を、調整後払込金額は同調整後の払込金額をいう。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

3. 当社が行使時の払込金額（但し、本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する）を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使、新株予約権付社債に係る新株予約権の行使、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は目的となる株式1株あたりの発行価額（旧商法第280条ノ20第4項に定める発行価額を意味する。）が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てる。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の払込金額についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 権利者が、付与時点で当社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。但し、取締役会で認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならないが、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

（平成20年1月31日開催第4期定時株主総会特別決議）

| 区分 | 事業年度末現在 （平成23年10月31日） | 提出日の前月末現在 （平成23年12月31日） |
|--|-------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 108（注）4. | 100（注）4. |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 21,600（注）1.4. | 20,000（注）1.4. |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1,650（注）2. | 1,650（注）2. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年4月18日から 平成30年1月31日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,650 資本組入額 825 | 発行価格 1,650 資本組入額 825 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3. | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

（注）1. 当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

（平成23年1月28日開催第7期定時株主総会特別決議）

| 区分 | 事業年度末現在 （平成23年10月31日） | 提出日の前月末現在 （平成23年12月31日） |
|--|-------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 209（注）4. | 209（注）4. |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 41,800（注）1.4. | 41,800（注）1.4. |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 2,450（注）2. | 2,450（注）2. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年2月11日から 平成33年2月10日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,450 資本組入額 1,225 | 発行価格 2,450 資本組入額 1,225 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3. | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

(3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(平成23年1月28日開催第7期定時株主総会特別決議2)

| 区分 | 事業年度末現在 (平成23年10月31日) | 提出日の前月末現在 (平成23年12月31日) |
|--|-------------------------------|----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 32(注)4. | 32(注)4. |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 6,400(注)1.4. | 6,400(注)1.4. |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,450(注)2. | 2,450(注)2. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成25年5月19日から 平成33年5月18日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,450 資本組入額 1,225 | 発行価格 2,450 資本組入額 1,225 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、その時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数は、次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の場合のほか当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式に交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。また、割当日後、上記の場合のほか行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|-------------------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 平成19年10月31日 (注)1. | 495 | 4,561 | 81,675 | 380,205 | 81,675 | 328,875 |
| 平成19年12月26日 (注)2. | 500 | 5,061 | 82,500 | 462,705 | 82,500 | 411,375 |
| 平成19年12月31日 (注)3. | 260 | 5,321 | 10,400 | 473,105 | 10,400 | 421,775 |
| 平成20年11月1日～ 平成21年10月31日 (注)3. | 250 | 5,571 | 10,000 | 483,105 | 10,000 | 431,775 |
| 平成21年11月1日～ 平成22年10月31日 (注)3. | 135 | 5,706 | 5,400 | 488,505 | 5,400 | 437,175 |
| 平成22年11月1日～ 平成23年4月30日 (注)3. | 60 | 5,766 | 2,400 | 490,905 | 2,400 | 439,575 |
| 平成23年5月1日 (注)4. | 1,147,434 | 1,153,200 | - | 490,905 | - | 439,575 |
| 平成23年7月20日 (注)5. | 240,000 | 1,393,200 | 248,400 | 739,305 | 248,400 | 687,975 |
| 平成23年8月16日 (注)6. | 50,000 | 1,443,200 | 51,750 | 791,055 | 51,750 | 739,725 |
| 平成23年8月31日 (注)3. | 400 | 1,443,600 | 260 | 791,315 | 260 | 739,985 |

(注) 1. 有償・第三者割当

発行株数 495株

発行価格 330,000円

資本組入額 165,000円

割当先 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、当社役員3名、当社従業員5名

2. 有償・第三者割当

発行株数 500株

発行価格 330,000円

資本組入額 165,000円

割当先 Nokia Growth Partners ,L.P.

3. 新株予約権の行使による増加であります。
4. 平成23年5月1日に、平成23年4月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割いたしました。
5. 有償一般募集（ブックビルディング方式）による募集
発行価格 2,250円
引受価額 2,070円
資本組入額 1,035円
払込金総額 496,800千円
6. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価格 2,070円
資本組入額 1,035円
割当先 野村證券株式会社
7. 平成23年11月1日から平成23年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が58,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ22,750千円増加しております。

（6）【所有者別状況】

平成23年10月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 計 | 単元未満株式の状況（株） |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|------|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | 3 | 20 | 36 | 16 | 3 | 1,723 | 1,801 | - |
| 所有株式数（単元） | - | 26 | 896 | 1,400 | 907 | 8 | 11,194 | 14,431 | 500 |
| 所有株式数の割合（％） | - | 0.18 | 6.21 | 9.70 | 6.28 | 0.06 | 77.57 | 100 | - |

(7)【大株主の状況】

平成23年10月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--|--|--------------|--------------------------------|
| ユーテック一号投資事業有限責任組合 | 東京都文京区本郷7-3-1 | 255,459 | 17.69 |
| 平賀 督基 | 東京都文京区 | 143,600 | 9.94 |
| 羽深 兼介 | 千葉県白井市 | 87,400 | 6.05 |
| Nokia Growth Partners, LP (常任代理人 森・濱田松本法律事務所) | 545 Middlefield Road Suite 210 Menlo Park, CA 94025 U.S.A (東京都千代田区丸の内1-6-5) | 75,700 | 5.24 |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 東京都千代田区永田町2-11-1 | 60,000 | 4.15 |
| 高井 正美 | 東京都世田谷区 | 46,000 | 3.18 |
| 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 | 東京都千代田区丸の内1-9-1 | 40,000 | 2.77 |
| 株式会社ドコモ・ドットコム | 東京都港区赤坂1-7-1 | 20,400 | 1.41 |
| 株式会社エドウィン商事 | 東京都荒川区東日暮里3-27-6 | 18,000 | 1.24 |
| モルフォ従業員持株会 | 東京都文京区後楽2-6-1 | 15,200 | 1.05 |
| 計 | - | 761,759 | 52.76 |

(注) 前事業年度末において主要株主であった平賀督基は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年10月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,443,100 | 14,431 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 500 | - | - |
| 発行済株式総数 | 1,443,600 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 14,431 | - |

【自己株式等】

平成23年10月31日現在

| 所有者の氏名又は 名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株 式数(株) | 他人名義所有株 式数(株) | 所有株式数の合 計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定及び、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成17年9月8日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年9月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役3名、当社従業員2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第2回新株予約権（平成17年9月8日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成17年9月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役3名、当社従業員2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第3回新株予約権（平成18年3月3日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日 | 平成18年3月3日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役2名、当社従業員6名、 当社社外協力者2名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第4回新株予約権（平成20年1月31日定時株主総会）

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 決議年月日 | 平成20年1月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役2名、当社従業員15名 当社社外協力者1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第5回新株予約権（平成23年1月28日定時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成23年1月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役3名、当社従業員40名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

第6回新株予約権（平成23年1月28日定時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 平成23年1月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員15名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質及び競争力の強化を経営の重要課題として位置付けております。当社は成長過程にあり、累積損失の解消を優先してまいりましたが、第6期より利益を計上できる事業基盤は構築でき、第7期において累積損失を一掃することができました。しかしながら、未だ内部留保が充実しているとは言えず、会社設立以来これまで配当等の利益還元を実施しておりません。経営体質の強化、将来の事業規模拡大に向けた更なる先行投資的な事業資金を捻出するために内部留保の充実を図りつつ、財務バランスを考慮しながら、利益配当等の株主への利益還元策を検討してまいります。但し、現時点においては、配当実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当にあたっては年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 決算年月 | 第4期 平成19年10月 | 第5期 平成20年10月 | 第6期 平成21年10月 | 第7期 平成22年10月 | 第8期 平成23年10月 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 最高(円) | - | - | - | - | 7,940 |
| 最低(円) | - | - | - | - | 2,620 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成23年7月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成23年5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
|-------|---------|----|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | - | - | 7,680 | 7,940 | 6,100 | 3,740 |
| 最低(円) | - | - | 4,565 | 4,955 | 2,732 | 2,620 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成23年7月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員 の 状 況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-------------|-------------|-------|--------------|---|------|----------|
| 代表取締役社長 | - | 平賀 督基 | 昭和49年11月15日生 | 平成16年5月 当社設立 当社 代表取締役社長就任(現任) | (注)1 | 143,600 |
| 専務取締役 | 事業本部 本部長 | 保志 健一 | 昭和23年3月19日生 | 平成8年5月 カシオ計算機(株) 同社 情報機器事業部営業部長 平成9年7月 (株)ACCES入社 平成10年5月 同社 取締役営業本部長就任 平成12年4月 同社 常務取締役営業本部長就任 平成19年4月 当社 常勤顧問就任 平成19年10月 当社 取締役営業推進室室長就任 平成20年5月 当社 取締役経営企画室室長就任 平成21年1月 当社 常務取締役経営企画室室長就任 平成21年6月 当社 常務取締役社長室室長就任 平成22年12月 当社 常務取締役法務知財センター管掌 平成23年1月 当社 専務取締役法務知財センター管掌 平成23年11月 当社 専務取締役事業本部・法務知財センター管掌 平成24年1月 当社 専務取締役事業本部本部長就任(現任) | (注)1 | 7,000 |
| 取締役 | 事業戦略 室室長 | 高尾 慶二 | 昭和34年10月18日生 | 平成14年5月 J-フォン(株) 同社 移動機開発部部長 平成15年10月 ボーダフォン(株) 同社 移動機開発部部長 平成17年6月 (株)アプリックス入社 同社 執行役員営業本部副本部長就任 平成19年2月 (株)アプリックス・ソリューションズ取締役副 社長就任 平成20年1月 当社 取締役開発推進室室長就任 平成20年5月 当社 取締役営業本部副本部長就任 平成20年11月 当社 取締役営業本部本部長就任 平成21年1月 当社 常務取締役営業本部本部長就任 平成23年11月 当社 常務取締役事業戦略室室長就任 平成23年12月 当社 取締役事業戦略室室長就任(現任) | (注)1 | 6,000 |
| 取締役 | 管理本部 本部長 | 松平 史生 | 昭和46年5月21日生 | 平成7年9月 小田信義税理士事務所入所 平成14年3月 (株)トランスジェニック入社 平成18年3月 (株)ソリッドアコースティックス 取締役CIO兼経営企画室室長就任 平成18年10月 当社入社 管理本部経理財務部部長 平成19年10月 当社 取締役経営企画室室長就任 平成20年5月 当社 取締役管理本部本部長就任(現任) | (注)1 | - |
| 取締役 | - | 木下 耕太 | 昭和22年1月2日生 | 昭和46年4月 日本電信電話公社入社 平成10年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役研究開発本部副本部長就任 平成13年11月 同社 取締役研究開発本部本部長就任 平成14年6月 同社 常務取締役研究開発本部本部長就任 平成16年6月 ドコモ・テクノロジー(株) 代表取締役社長就任 平成20年6月 東日本電信電話(株) 常勤監査役就任 平成23年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 特別参与就任(現任) 平成23年8月 当社 非常勤顧問就任 平成24年1月 当社 取締役就任(現任) | (注)2 | - |
| 監査役 (常勤) | - | 能勢 征児 | 昭和18年2月5日生 | 昭和41年4月 ソニー(株)入社 平成12年4月 ソニーコンポーネント千葉(株) 代表取締役社長就任 平成13年5月 ソニー浜松(株) 代表取締役社長就任 平成14年10月 ソニーEMCS(株)浜松テック執行役員兼テック プレジデント就任 平成19年1月 当社 監査役就任(現任) | (注)3 | 4,000 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|-----|----|-------|-------------|---|----------|----------|
| 監査役 | - | 上原 将人 | 昭和39年1月30日生 | 平成2年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成9年1月 上原公認会計士事務所開所 所長(現任) 平成18年8月 当社 非常勤顧問就任 平成19年1月 当社 監査役就任(現任) | (注) 3 | 2,000 |
| 監査役 | - | 平野 高志 | 昭和32年2月6日生 | 昭和60年4月 八木総合(現牛島)法律事務所 入所 昭和63年8月 米国Masuda, Funai, Eifert & Mitchell法律事務所入所 平成2年8月 ブレークモア法律事務所入所 平成3年1月 ブレークモア法律事務所 パートナー就任 平成12年4月 マイクロソフトアジアリミテッド入社 平成15年9月 マイクロソフト(株)執行役法務・政策企画本部 統括本部長就任 平成18年2月 ブレークモア法律事務所 パートナー就任(現任) 平成18年6月 社団法人コンピュータソフトウェア協会理事 就任(現任) 平成20年1月 当社 監査役就任(現任) | (注) 3 | - |
| 計 | | | | | | 162,600 |

- (注) 1. 平成23年4月15日開催の臨時株主総会にて選任され同年5月1日付けで就任しておりますが、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 平成24年1月27日開催の定時株主総会にて選任され就任しておりますが、その任期は他の在任取締役の任期の満了する時までであります。
3. 平成23年4月15日開催の臨時株主総会にて選任され同年5月1日付けで就任しておりますが、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の木下耕太は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役の能勢征児、上原将人、平野高志は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実且つ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役会制度を機軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ベンチャー企業としての俊敏さを維持しつつ、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現するものと考えております。

企業統治の体制

() 企業統治の体制の概要

a. 取締役会

当社は、取締役会設置会社であります。提出日現在、取締役会は5名(うち1名は社外取締役)で構成されており、月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催を行い、業務執行に関わる会社の重要事項の意思決定を行い、代表取締役社長及び業務担当取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役は3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報共有を図っております。加えて、代表取締役社長との定期的会合を開催しております。なお、取締役会においては監査役3名が、執行会議等の重要会議においては常勤監査役が常時出席し、意見陳述を行うなど取締役の業務執行を常に監視できる体制を整えております。

c. 執行会議

当社では、取締役会及び監査役会による業務執行への監督に加え、取締役会の下部会議体として、常勤取締役及び常勤監査役並びに本部長・センター長のほか、議長が指名する管理職が必要に応じて参加する執行会議を設置し、原則月1回開催しております。

執行会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役の業務執行及び管理機能を補填するために機能しております。具体的には、取締役会の委任に基づいて取締役会の決議事項以外の経営に関する重要な事項について審議・決定するほか、取締役会上程前の議案についての審議、各本部・部から業務執行状況や事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われています。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

() 企業統治の体制を採用する理由

当社は、機動的かつ柔軟な組織構成を目指しております。現在は、監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役の業務執行については、監査役3名は全員取締役会に出席し、必要に応じて意見、質疑を行い、経営監視を行っております。また、社外取締役1名を選任、監査役は全て社外監査役であり、そのうち2名は企業経営に精通した公認会計士及び弁護士を選任しており、専門的な見地から随時意見等の聴取を行っております。また必要な場合は、社外の有識者・専門家等から適切なアドバイスを受けることで機関決定が適切に行われるよう努めております。

このような体制にて組織運営を行っておりますので、取締役の業務執行に対する監督機能は十分に果たしているものと考えております。

() 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムにおいては、企業の透明性と公平性を確保するために「企業倫理行動指針」及び「内部統制に関する基本方針」並びに各種規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能をはたし、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施しております。加えて、監査役会及び監査法人とも連携して、その実効性を確保しております。

() リスク管理体制の整備の状況

会社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会や執行会議で活発な議論を行うことにより、早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる良好な関係を構築するとともに監査役監査及び内部監査を通して、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。なお、会社の情報資産に関しては、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得し、「ISMS委員会」において経営組織として自ら扱う情報資産についての危機評価を行い、PDCAサイクルを実践しております。また、コンプライアンス統括室を設けて、全社員に対して法令遵守の浸透と徹底を図ることを目的に半期毎にコンプ

ライアンス統括室による教育研修を実施しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室に専任者を1名置き、予め代表取締役社長の承認を得た「内部監査計画書」に基づき、原則として、各部門に対してそれぞれ年1回の定期監査及びフォローアップ監査を各部門と連携して継続的に実施しております。具体的には、会社における経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度、及び合法性と合理性の観点から業務の遂行状況を定期的に検討・評価し、その結果は代表取締役社長に報告しております。また、改善すべき事項は、被監査部門に通知し、定期的に改善状況を確認しております。これらの取組みを通じて、会社財産の保全並びに経営効率の向上を図ることにより、企業価値の向上に努めております。

監査役監査は、監査役会規程を定め、取締役会への参加、業務監査・会計監査の実施、代表取締役及び常勤取締役との定期会合の実施ほか、常勤監査役においては月次で開催される執行会議へ出席するなどして経営の監視と取締役の業務執行における監査を行っております。また、監査役上原将人は、公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計並びに税務に関する相当の知見を有しております。監査役平野高志は、弁護士の資格を有しており、法的な専門知識に関する相当の知見を有しております。

なお、内部監査室、常勤監査役とは監査の実施状況等の情報共有を定期的に行い、内部監査室、監査役会及び会計監査人とは、四半期に一度の定期的な意見交換等を行い、妥当性、適法性、適正性についてそれぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実にむけた相互連携を図っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

継続監査年数は、全員7年以内であるため記載を省略しております。

A. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 三富 康史

指定有限責任社員 業務執行社員 淡島 國和

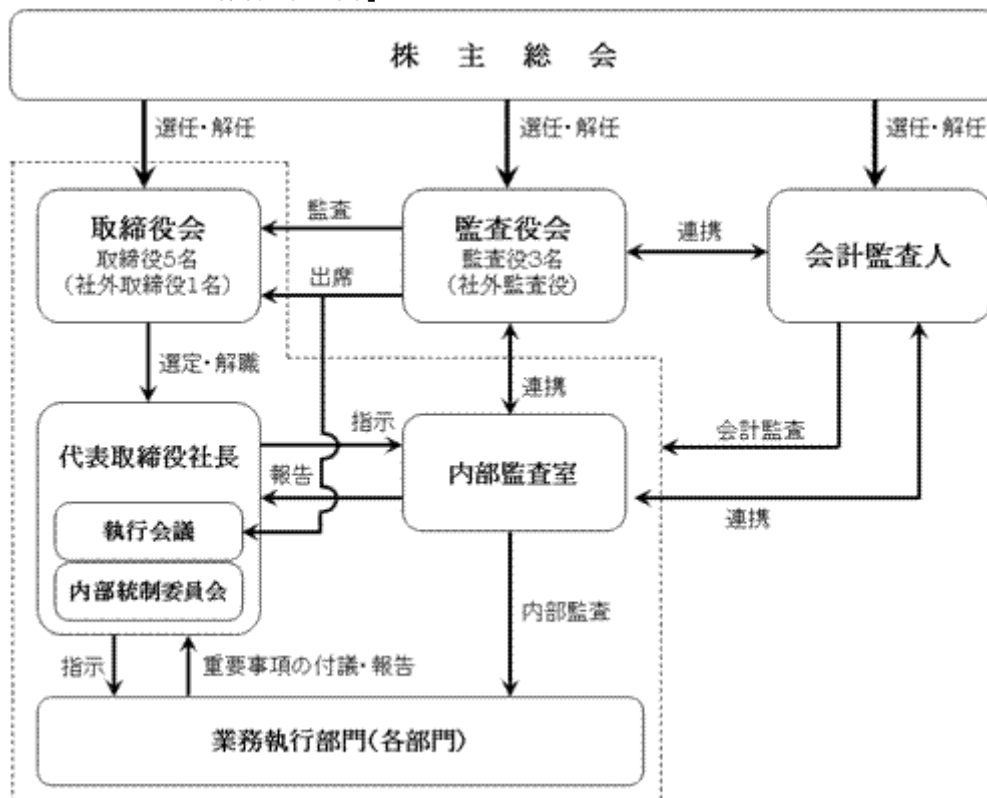
B. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 2名

その他 4名

なお、同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害はありません。

[コーポレート・ガバナンス体制の概念図]



社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。このうち、社外監査役の当社株式の保有状況は、本書提出日現在、以下に記載の資本関係にあります。

社外監査役 能勢 征児 (普通株式 4,000株)
社外監査役 上原 将人 (普通株式 2,000株)

なお、当社と社外監査役である能勢征児、上原将人、平野高志の3名との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。監査役は全て社外監査役を選任しており、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

役員報酬等

A. 平成23年10月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック・ オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 74,043 | 74,043 | - | - | - | 4 |
| 社外監査役 | 13,800 | 13,800 | - | - | - | 3 |

(注) 社外取締役1名について無報酬であったため、員数に含めておりません。なお、当該社外取締役は、平成23年1月28日に任期満了により退任しております。

社内監査役はおりません。

B. 役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

C. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

D. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。

基本的な決定方針は、各取締役は役員に求められる能力や責任に加え、企業価値の向上に向けた職責等を考慮し、且つ経歴や職歴、職務等を勘案しつつ、取締役会から授権された代表取締役社長が適正な報酬額を決定することとしております。

また、監査役の報酬額は、毎年、常勤及び非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会で協議して決定します。

株式の保有状況

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はございません。

B. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はございません。

C. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はございません。

取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 11,000 | 3,200 | 19,000 | 1,500 |
| 計 | 11,000 | 3,200 | 19,000 | 1,500 |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制の構築に関する助言業務及び四半期報告書作成のための助言・指導業務であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式上場に係るコンフォートレターの作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社事業の規模・特性等を勘案した監査計画(監査範囲・所要日数)による監査公認会計士等の見積もり報酬額に基づき、その妥当性の精査を行ったうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年11月1日から平成22年10月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年11月1日から平成23年10月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年11月1日から平成22年10月31日まで）及び当事業年度（平成22年11月1日から平成23年10月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成23年6月15日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成22年10月31日) | 当事業年度 (平成23年10月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 900,885 | 1,358,514 |
| 売掛金 | 355,506 | 395,589 |
| 仕掛品 | 32,350 | 239 |
| 前払費用 | 11,069 | 11,780 |
| 繰延税金資産 | 104,370 | 17,958 |
| その他 | 7,958 | 1,819 |
| 流動資産合計 | 1,412,140 | 1,785,901 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 33,066 | 84,219 |
| 減価償却累計額 | 27,409 | 22,987 |
| 建物(純額) | 5,656 | 61,231 |
| 工具、器具及び備品 | 53,835 | 80,572 |
| 減価償却累計額 | 35,184 | 53,066 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 18,651 | 27,506 |
| 有形固定資産合計 | 24,308 | 88,737 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 100,592 | 117,219 |
| ソフトウェア仮勘定 | 885 | 626 |
| 商標権 | 445 | 385 |
| 無形固定資産合計 | 101,922 | 118,230 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金及び保証金 | 16,435 | 93,832 |
| 長期前払費用 | - | 116 |
| その他 | - | 10 |
| 投資その他の資産合計 | 16,435 | 93,958 |
| 固定資産合計 | 142,665 | 300,926 |
| 資産合計 | 1,554,806 | 2,086,827 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成22年10月31日) | 当事業年度 (平成23年10月31日) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 33,419 | 18,924 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 6,950 | 44,508 |
| 未払金 | 30,946 | 22,587 |
| 未払法人税等 | 96,955 | 3,807 |
| 未払消費税等 | 22,707 | - |
| 未払費用 | 12,826 | 31,818 |
| 前受金 | 295,289 | 96,000 |
| 預り金 | 9,942 | 7,314 |
| 本社移転費用引当金 | 13,387 | - |
| 流動負債合計 | 522,425 | 224,960 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 6,000 | 126,193 |
| 繰延税金負債 | - | 6,894 |
| 資産除去債務 | - | 20,379 |
| 固定負債合計 | 6,000 | 153,466 |
| 負債合計 | 528,425 | 378,426 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 488,505 | 791,315 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 437,175 | 739,985 |
| 資本剰余金合計 | 437,175 | 739,985 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 100,701 | 177,100 |
| 利益剰余金合計 | 100,701 | 177,100 |
| 株主資本合計 | 1,026,381 | 1,708,400 |
| 純資産合計 | 1,026,381 | 1,708,400 |
| 負債純資産合計 | 1,554,806 | 2,086,827 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|---------------------|--|--|
| 売上高 | 1,417,544 | 1,565,541 |
| 売上原価 | 250,474 | 331,601 |
| 売上総利益 | 1,167,070 | 1,233,940 |
| 販売費及び一般管理費 | 1, 2 853,440 | 1, 2 1,025,311 |
| 営業利益 | 313,630 | 208,629 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 501 | 209 |
| 受取報奨金 | 5,228 | - |
| その他 | 19 | 1 |
| 営業外収益合計 | 5,748 | 211 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 397 | 2,210 |
| 為替差損 | 11,527 | 7,016 |
| 株式交付費 | - | 6,818 |
| 株式公開費用 | - | 11,521 |
| 営業外費用合計 | 11,924 | 27,566 |
| 経常利益 | 307,454 | 181,274 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3 14,431 | 3 7,848 |
| 固定資産臨時償却費 | 15,712 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 706 |
| 本社移転費用引当金繰入額 | 13,387 | - |
| 特別損失合計 | 43,530 | 8,555 |
| 税引前当期純利益 | 263,923 | 172,719 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 94,094 | 3,014 |
| 法人税等調整額 | 80,917 | 93,306 |
| 法人税等合計 | 13,177 | 96,320 |
| 当期純利益 | 250,746 | 76,399 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) | |
|-----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | 1 | 285,199 | 47.5 | 374,394 | 51.9 |
| 外注費 | | 206,755 | 34.5 | 185,019 | 25.6 |
| 経費 | | 108,149 | 18.0 | 162,335 | 22.5 |
| 当期総製造費用 | | 600,104 | 100.0 | 721,750 | 100.0 |
| 期首仕掛品たな卸高 | | - | | 32,350 | |
| 合計 | 2 | 600,104 | | 754,101 | |
| 期末仕掛品たな卸高 | | 32,350 | | 239 | |
| 他勘定振替高 | | 333,383 | | 430,608 | |
| 当期製品製造原価 | | 234,370 | | 323,253 | |
| ソフトウェア償却費 | | 16,104 | | 8,347 | |
| 当期売上原価 | | 250,474 | | 331,601 | |

原価計算の方法

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際個別原価計算
を採用しております。

同左

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|-----------|--|--|
| 支払手数料(千円) | 12,297 | 19,400 |
| 減価償却費(千円) | 41,551 | 48,455 |
| 地代家賃(千円) | 21,332 | 51,290 |
| 旅費交通費(千円) | 18,858 | 22,134 |

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|---------------|--|--|
| 研究開発費(千円) | 304,162 | 376,327 |
| ソフトウェア仮勘定(千円) | 15,948 | 33,520 |
| 営業費(千円) | 13,271 | 20,760 |
| 合計(千円) | 333,383 | 430,608 |

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|-----------------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 483,105 | 488,505 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 5,400 | 302,810 |
| 当期変動額合計 | 5,400 | 302,810 |
| 当期末残高 | 488,505 | 791,315 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 431,775 | 437,175 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 5,400 | 302,810 |
| 当期変動額合計 | 5,400 | 302,810 |
| 当期末残高 | 437,175 | 739,985 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 431,775 | 437,175 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 5,400 | 302,810 |
| 当期変動額合計 | 5,400 | 302,810 |
| 当期末残高 | 437,175 | 739,985 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 150,044 | 100,701 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 250,746 | 76,399 |
| 当期変動額合計 | 250,746 | 76,399 |
| 当期末残高 | 100,701 | 177,100 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 150,044 | 100,701 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 250,746 | 76,399 |
| 当期変動額合計 | 250,746 | 76,399 |
| 当期末残高 | 100,701 | 177,100 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 764,835 | 1,026,381 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 10,800 | 605,620 |
| 当期純利益 | 250,746 | 76,399 |
| 当期変動額合計 | 261,546 | 682,019 |

| | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|---------|--|--|
| 当期末残高 | 1,026,381 | 1,708,400 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 764,835 | 1,026,381 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 10,800 | 605,620 |
| 当期純利益 | 250,746 | 76,399 |
| 当期変動額合計 | 261,546 | 682,019 |
| 当期末残高 | 1,026,381 | 1,708,400 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 263,923 | 172,719 |
| 減価償却費 | 78,126 | 67,530 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 706 |
| 本社移転費用引当金の増減額（は減少） | 13,387 | - |
| 受取利息 | 501 | 209 |
| 支払利息 | 397 | 2,210 |
| 株式交付費 | - | 6,818 |
| 株式公開費用 | - | 11,521 |
| 為替差損益（は益） | 9,241 | 5,385 |
| 固定資産除却損 | 14,431 | 7,848 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 92,751 | 40,083 |
| たな卸資産の増減額（は増加） | 32,350 | 32,111 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 8,344 | 14,494 |
| 未払金の増減額（は減少） | 14,449 | 7,136 |
| 前受金の増減額（は減少） | 45,932 | 199,289 |
| 未払消費税等の増減額（は減少） | 15,542 | 22,707 |
| その他 | 682 | 21,692 |
| 小計 | 245,624 | 44,624 |
| 利息の受取額 | 522 | 209 |
| 利息の支払額 | 387 | 2,338 |
| 法人税等の支払額 | 613 | 95,788 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 245,145 | 53,293 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 21,487 | 71,731 |
| 有形固定資産の除却による支出 | - | 13,387 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 70,446 | 66,196 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | - | 91,680 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | - | 14,284 |
| その他 | - | 10 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 91,934 | 228,722 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | - | 200,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 15,960 | 42,249 |
| 株式の発行による収入 | 10,800 | 598,801 |
| 株式公開費用の支出 | - | 11,521 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 5,160 | 745,030 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 9,241 | 5,385 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 138,810 | 457,629 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 762,075 | 900,885 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 900,885 | 1,358,514 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 前事業年度 (自平成21年11月1日 至平成22年10月31日) | 当事業年度 (自平成22年11月1日 至平成23年10月31日) |
|---------------------|--|---|
| 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 | 仕掛品 同左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～19年 工具、器具及び備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア 定額法を採用しております。 なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。 商標権 定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年10月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～20年 工具、器具及び備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> |
| 3. 繰延資産の処理方法 | | 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 |

| 項目 | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|----------------------------|--|--|
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 | 同左 |
| 5. 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、貸倒実績及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、当事業年度において貸倒引当金は計上していません。 (2) 本社移転費用引当金 本社機能の移転に伴い、発生が見込まれる原状回復費用等について合理的に見積もられる金額を計上しております。 | (1) 貸倒引当金 同左 (2) |
| 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 | 同左 |
| 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 消費税等の会計処理 同左 |

【会計処理方法の変更】

| 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|--|--|
| | (資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。 |

【追加情報】

| <p>前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)</p> | <p>当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)</p> |
|--|---|
| <p>(ソフトウェア開発費用処理方法の一部変更) ソフトウェアの開発費用について、新製品の計画・設計、既存製品の著しい改良のための費用、機能の改良及び強化に要した費用、機能維持に要した費用等を明確に区分できる環境が整ったため、当事業年度より従来研究開発費用として処理していたソフトウェア開発費用のうち、機能の改良及び強化に要した費用についてはソフトウェアまたはソフトウェア仮勘定として、機能維持に要した費用については売上原価として処理しています。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比較して、売上総利益が59,623千円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ5,138千円増加しております。</p> | |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成22年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成23年10月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自平成21年11月1日 至平成22年10月31日) | 当事業年度 (自平成22年11月1日 至平成23年10月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|------|---------|------|--------|-------|---------|-------|-------|-----------------|-----------|--------|----------|--|------|----------|------|---------|------|--------|-------|---------|-------|--------|-----------------|-----------|--------|---------|
| <p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は83%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">87,800千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">160,629</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td style="text-align: right;">93,347</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">304,162</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">4,759</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">304,162千円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">14,431千円</td> </tr> </table> | 役員報酬 | 87,800千円 | 給与手当 | 160,629 | 支払報酬 | 93,347 | 研究開発費 | 304,162 | 減価償却費 | 4,759 | 一般管理費に含まれる研究開発費 | 304,162千円 | ソフトウェア | 14,431千円 | <p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は84%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">87,843千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">204,646</td> </tr> <tr> <td>支払報酬</td> <td style="text-align: right;">91,083</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">376,327</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">10,727</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">376,327千円</td> </tr> </table> <p>3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">7,848千円</td> </tr> </table> | 役員報酬 | 87,843千円 | 給与手当 | 204,646 | 支払報酬 | 91,083 | 研究開発費 | 376,327 | 減価償却費 | 10,727 | 一般管理費に含まれる研究開発費 | 376,327千円 | ソフトウェア | 7,848千円 |
| 役員報酬 | 87,800千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 160,629 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払報酬 | 93,347 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 304,162 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 4,759 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費に含まれる研究開発費 | 304,162千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトウェア | 14,431千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 87,843千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 204,646 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払報酬 | 91,083 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研究開発費 | 376,327 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 10,727 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費に含まれる研究開発費 | 376,327千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトウェア | 7,848千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末株式数 (株) | 当事業年度増加株 式数(株) | 当事業年度減少株 式数(株) | 当事業年度末株式数 (株) |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 5,571 | 135 | - | 5,706 |
| 合計 | 5,571 | 135 | - | 5,706 |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加数の内容は以下のとおりであります。
新株予約権の権利行使による増加 135株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末株式数 (株) | 当事業年度増加株 式数(株) | 当事業年度減少株 式数(株) | 当事業年度末株式数 (株) |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 5,706 | 1,437,894 | - | 1,443,600 |
| 合計 | 5,706 | 1,437,894 | - | 1,443,600 |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加数の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 460株
株式分割による増加 1,147,434株
株式上場に伴う公募増資による増加 240,000株
第三者割当増資に伴う増加 50,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|--|--|
| 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年10月31日現在) (千円) | 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年10月31日現在) (千円) |
| 現金及び預金勘定 900,885 | 現金及び預金勘定 1,358,514 |
| 現金及び現金同等物 900,885 | 現金及び現金同等物 1,358,514 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------|--------------------|-----------------|-----------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-----|---------|-----|---------|----|---------|--------|---------|----------|---------|---------|-------|---|--|-----------------|--------------------|-----------------|-----------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-----|---------|-----|-------|----|---------|--------|---------|----------|---------|---------|------|
| <p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 本社における什器備品であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年10月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>7,846</td> <td>4,707</td> <td>3,138</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,846</td> <td>4,707</td> <td>3,138</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,617千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,809千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,426千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,700千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,569千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>132千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | 工具、器具及び備品 | 7,846 | 4,707 | 3,138 | 合計 | 7,846 | 4,707 | 3,138 | 1年内 | 1,617千円 | 1年超 | 1,809千円 | 合計 | 3,426千円 | 支払リース料 | 1,700千円 | 減価償却費相当額 | 1,569千円 | 支払利息相当額 | 132千円 | <p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>7,846</td> <td>6,277</td> <td>1,569</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,846</td> <td>6,277</td> <td>1,569</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,667千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>141千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,809千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,700千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,569千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>83千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | 工具、器具及び備品 | 7,846 | 6,277 | 1,569 | 合計 | 7,846 | 6,277 | 1,569 | 1年内 | 1,667千円 | 1年超 | 141千円 | 合計 | 1,809千円 | 支払リース料 | 1,700千円 | 減価償却費相当額 | 1,569千円 | 支払利息相当額 | 83千円 |
| | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 7,846 | 4,707 | 3,138 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 7,846 | 4,707 | 3,138 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 1,617千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 1,809千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 3,426千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 1,700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 1,569千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 132千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 7,846 | 6,277 | 1,569 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 7,846 | 6,277 | 1,569 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 1,667千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 141千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,809千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 1,700千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 1,569千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 83千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金の充当及び銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金には、主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 900,885 | 900,885 | - |
| (2) 売掛金 | 355,506 | 355,506 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 16,435 | 16,435 | - |
| 資産計 | 1,272,826 | 1,272,826 | - |
| (4) 買掛金 | 33,419 | 33,419 | - |
| (5) 未払金 | 30,946 | 30,946 | - |
| (6) 未払消費税等 | 22,707 | 22,707 | - |
| (7) 未払法人税等 | 96,955 | 96,955 | - |
| (8) 長期借入金 | 12,950 | 12,954 | 4 |
| 負債計 | 196,978 | 196,982 | 4 |

(1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金6,950千円を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの敷金及び保証金については、貸借契約の終了に伴い、翌事業年度中での返還が予定されております。短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払消費税等、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 900,885 | - | - | - |
| 売掛金 | 355,506 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | 16,435 | - | - | - |
| 合計 | 1,272,826 | - | - | - |

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金の充当 及び銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,358,514 | 1,358,514 | - |
| (2) 売掛金 | 395,589 | 395,589 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 93,832 | 93,557 | 274 |
| 資産計 | 1,847,935 | 1,847,661 | 274 |
| (4) 買掛金 | 18,924 | 18,924 | - |
| (5) 未払金 | 22,587 | 22,587 | - |
| (6) 未払法人税等 | 3,807 | 3,807 | - |
| (7) 長期借入金() | 170,701 | 171,371 | 670 |
| 負債計 | 216,020 | 216,690 | 670 |

() 長期借入金には一年内返済予定長期借入金44,508千円を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,358,514 | - | - | - |
| 売掛金 | 395,589 | - | - | - |
| 敷金及び保証金 | - | 93,832 | - | - |
| 合計 | 1,754,103 | 93,832 | - | - |

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

当社は有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 平成17年 第1回ストック・オプション | 平成17年 第2回ストック・オプション | 平成19年 第3回ストック・オプション | 平成20年 第4回ストック・オプション |
|--------------------|---|------------------------|---------------------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 3名 当社の従業員 2名 | 当社の取締役 3名 当社の従業員 2名 | 当社の取締役 2名 当社の従業員 6名 当社の社外協力者 2名 | 当社の取締役 2名 当社の従業員 15名 当社の社外協力者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプション数 | 普通株式 1,355株 | 普通株式 145株 | 普通株式 1,000株 | 普通株式 147株 |
| 付与日 | 平成17年9月8日 | 平成17年11月21日 | 平成19年2月1日 | 平成20年4月23日 |
| 権利確定条件 | 行使しようとする新株予約権又は新株予約権の権利者(以下「権利者」という)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないこと。但し、取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りでない。 権利者が、付与時点で会社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても会社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 | 同左 | 同左 | 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時において当社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。その他の条件については、平成20年1月31日開催の株主総会及び平成20年4月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成19年9月9日～平成27年9月8日 | 同左 | 平成20年3月4日～平成28年3月3日 | 平成22年4月18日～平成30年1月31日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 平成17年 | 平成17年 | 平成19年 | 平成20年 |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 第1回ストック・オプション | 第2回ストック・オプション | 第3回ストック・オプション | 第4回ストック・オプション |
| 権利確定前（株） | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | 128 |
| 付与 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | 14 |
| 権利確定 | - | - | - | 114 |
| 未確定残 | - | - | - | - |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前事業年度末 | 625 | 115 | 520 | - |
| 権利確定 | - | - | - | 114 |
| 権利行使 | 75 | 60 | - | - |
| 失効 | - | - | 100 | - |
| 未行使残 | 550 | 55 | 420 | 114 |

単価情報

| | 平成17年 | 平成17年 | 平成19年 | 平成20年 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 第1回ストック・オプション | 第2回ストック・オプション | 第3回ストック・オプション | 第4回ストック・オプション |
| 権利行使価格（円） | 80,000 | 80,000 | 260,000 | 330,000 |
| 行使時平均株（円） 価 | - | - | - | - |
| 付与日における公正な評価（円） 単価 | - | - | - | - |

（注）「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積もり方法を単当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単当たりの本源的見積もり方法は類似会社比較方式とDCF方式の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 362,890千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 55,350千円 |

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 平成17年 第1回ストック・オプション | 平成17年 第2回ストック・オプション | 平成19年 第3回ストック・オプション | 平成20年 第4回ストック・オプション |
|--------------------|---|------------------------|---------------------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 3名 当社の従業員 2名 | 当社の取締役 3名 当社の従業員 2名 | 当社の取締役 2名 当社の従業員 6名 当社の社外協力者 2名 | 当社の取締役 2名 当社の従業員 15名 当社の社外協力者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプション数 | 普通株式 271,000株 | 普通株式 29,000株 | 普通株式 200,000株 | 普通株式 29,400株 |
| 付与日 | 平成17年9月8日 | 平成17年11月21日 | 平成19年2月1日 | 平成20年4月23日 |
| 権利確定条件 | 行使しようとする新株予約権又は新株予約権の権利者（以下「権利者」という）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないこと。但し、取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りでない。 権利者が、付与時点で会社の取締役又は従業員である場合には、権利行使時においても会社の取締役又は従業員であることを要する。権利者が当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該権利者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会で認めた場合はこの限りではない。 その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 | 同左 | 同左 | 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。その他の条件については、平成20年1月31日開催の株主総会及び平成20年4月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成19年9月9日～ 平成27年9月8日 | 同左 | 平成20年3月4日～ 平成28年3月3日 | 平成22年4月18日～ 平成30年1月31日 |

| | 平成23年 第5回ストック・オプション | 平成23年 第6回ストック・オプション |
|--------------------|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 3名 当社の従業員 40名 | 当社の従業員 15名 |
| 株式の種類別のストック・オプション数 | 普通株式 42,600株 | 普通株式 7,400株 |
| 付与日 | 平成23年2月11日 | 平成23年5月19日 |
| 権利確定条件 | <p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件については、平成23年1月28日開催の株主総会及び平成23年2月10日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> | <p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において当会社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合及び重要な契約上の協力関係を継続している場合に限る。但し、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、当会社普通株式にかかる株券が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の条件については、平成23年1月28日開催の株主総会及び平成23年5月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成25年2月11日～ 平成33年2月10日 | 平成25年5月19日～ 平成33年5月18日 |

（注）上記表に記載された株式数は、平成23年5月1日付株式分割（普通株式1株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 平成17年 | 平成17年 | 平成19年 | 平成20年 |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| | 第1回ストック・オプション | 第2回ストック・オプション | 第3回ストック・オプション | 第4回ストック・オプション |
| 権利確定前（株） | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | - |
| 付与 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 未確定残 | - | - | - | - |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前事業年度末 | 110,000 | 11,000 | 84,000 | 22,800 |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 権利行使 | 12,000 | - | 400 | - |
| 失効 | - | - | - | 1,200 |
| 未行使残 | 98,000 | 11,000 | 83,600 | 21,600 |

| | 平成23年 | 平成23年 |
|----------|---------------|---------------|
| | 第5回ストック・オプション | 第6回ストック・オプション |
| 権利確定前（株） | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 付与 | 42,600 | 7,400 |
| 失効 | 800 | 1,000 |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | 41,800 | 6,400 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | - | - |

（注）上記表に記載された株式数は、平成23年5月1日付株式分割（普通株式1株につき200株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| | 平成17年 第1回ストック・オプション | 平成17年 第2回ストック・オプション | 平成19年 第3回ストック・オプション | 平成20年 第4回ストック・オプション |
|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格（円） | 400 | 400 | 1,300 | 1,650 |
| 行使時平均株（円） 価 | - | - | 5,370 | - |
| 付与日における 公正な評価（円） 単価 | - | - | - | - |

| | 平成23年 第5回ストック・オプション | 平成23年 第6回ストック・オプション |
|---------------------------|------------------------|------------------------|
| 権利行使価格（円） | 2,450 | 2,450 |
| 行使時平均株（円） 価 | - | - |
| 付与日における 公正な評価（円） 単価 | - | - |

(注) 1. 権利行使価格については、平成23年5月1日付株式分割（普通株式1株につき200株）による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

2. 「公正な評価単価」については、ストック・オプションが会社法施行日前に付与されたものは記載していません。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積もり方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。

また、単位当たりの本源的見積もり方法は類似会社比較方式とDCF方式の併用方式によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|-----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 423,462千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 29,152千円 |

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成22年10月31日) | 当事業年度 (平成23年10月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|------|-------|--------|--------------------|---------|---------|--------|-----------|-------|--------------|---------|--------|--------|-----------------|---------|---|---------|--|--------|--|--------------------|-------|-----------|--------|-----------|--------|--------|-------|-----------------|--------|-----|--------|----------|---------|--------|---------|----------|--------|--------|--|--------|-------|----------|-------|-----------|--------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">10,470</td></tr> <tr><td> 税務上の収益認識額</td><td style="text-align: right;">128,567</td></tr> <tr><td> 減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">57,272</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">7,067</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">203,378</td></tr> <tr><td> 評価性引当額</td><td style="text-align: right;">99,008</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">104,370</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">104,370</td></tr> </table> | 繰延税金資産 | | 未払事業税 | 10,470 | 税務上の収益認識額 | 128,567 | 減価償却超過額 | 57,272 | その他 | 7,067 | 繰延税金資産小計 | 203,378 | 評価性引当額 | 99,008 | 繰延税金資産合計 | 104,370 | 繰延税金資産の純額 | 104,370 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,385</td></tr> <tr><td> 税務上の収益認識額</td><td style="text-align: right;">34,217</td></tr> <tr><td> 減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">61,471</td></tr> <tr><td> 資産除去債務</td><td style="text-align: right;">8,292</td></tr> <tr><td> 繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">20,151</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">11,482</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">136,999</td></tr> <tr><td> 評価性引当額</td><td style="text-align: right;">119,041</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">17,958</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> 資産除去費用</td><td style="text-align: right;">6,894</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">6,894</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">11,063</td></tr> </table> | 繰延税金資産 | | 未払事業税 | 1,385 | 税務上の収益認識額 | 34,217 | 減価償却超過額 | 61,471 | 資産除去債務 | 8,292 | 繰越欠損金 | 20,151 | その他 | 11,482 | 繰延税金資産小計 | 136,999 | 評価性引当額 | 119,041 | 繰延税金資産合計 | 17,958 | 繰延税金負債 | | 資産除去費用 | 6,894 | 繰延税金負債合計 | 6,894 | 繰延税金資産の純額 | 11,063 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 10,470 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税務上の収益認識額 | 128,567 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却超過額 | 57,272 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 7,067 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 203,378 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 99,008 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 104,370 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 104,370 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払事業税 | 1,385 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税務上の収益認識額 | 34,217 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却超過額 | 61,471 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産除去債務 | 8,292 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰越欠損金 | 20,151 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 11,482 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 136,999 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 119,041 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 17,958 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産除去費用 | 6,894 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金負債合計 | 6,894 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産の純額 | 11,063 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.2</td></tr> <tr><td> 住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td> 評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">23.9</td></tr> <tr><td> 試験研究費に係る税額控除</td><td style="text-align: right;">13.1</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">0.1</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">5.0</td></tr> </table> | 法定実効税率 | 40.7 | (調整) | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.2 | 住民税均等割 | 0.2 | 評価性引当額の増減 | 23.9 | 試験研究費に係る税額控除 | 13.1 | その他 | 0.1 | 税効果適用後の法人税等の負担率 | 5.0 | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td> 交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.8</td></tr> <tr><td> 住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.7</td></tr> <tr><td> 評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">11.6</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">0.1</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">55.7</td></tr> </table> <p>3. 決算日後の法人税等の税率の変更</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.69%から38.01%、復興特別法人税適用期間終了後は、35.64%に変更されます。なお、これによる影響は軽微であります。</p> | 法定実効税率 | 40.7 | (調整) | | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.8 | 住民税均等割 | 1.7 | 評価性引当額の増減 | 11.6 | その他 | 0.1 | 税効果適用後の法人税等の負担率 | 55.7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 40.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 0.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額の増減 | 23.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 試験研究費に係る税額控除 | 13.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果適用後の法人税等の負担率 | 5.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 40.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 1.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額の増減 | 11.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 0.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果適用後の法人税等の負担率 | 55.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(持分法損益等)

前事業年度(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）
当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年10月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

当社は、ソフトウェア・ライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、ソフトウェア・ライセンス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高(千円) |
|--------------------------|---------|
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 410,881 |
| シャープ株式会社 | 343,329 |
| NECカシオモバイルコミュニケーションズ株式会社 | 202,943 |

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|--|---|
| 1株当たり純資産額 179,877円62銭 | 1株当たり純資産額 1,183円43銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 44,277円96銭 | 1株当たり当期純利益金額 62円10銭 |
| | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 53円70銭 |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p> | <p>当社株式は平成23年7月21日をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p> <p>当社は、平成23年5月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p style="text-align: right;">1株当たり純資産額 899円39銭 1株当たり当期純利益金額 221円39銭</p> |

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成21年11月1日 至 平成22年10月31日) | 当事業年度 (自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 250,746 | 76,399 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 250,746 | 76,399 |
| 期中平均株式数(株) | 5,663 | 1,230,226 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | 192,508 |
| (うち新株予約権) | (-) | (192,508) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | |

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成21年11月1日至平成22年10月31日)

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付で、下記のとおり株式分割及び単元株制度導入を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、1株につき200株の割合をもって当社株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度の採用を行いました。なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となりました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成23年5月1日付をもって平成23年4月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき200株の割合をもって分割した。

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数 5,766株

今回の分割により増加する株式数 1,147,434株

株式の分割後の当社発行済株式総数 1,153,200株

株式の分割後の発行可能株式総数 4,600,000株

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成23年5月1日付をもって定款第6条を変更し、発行可能株式総数を4,500,000株増加させ、4,600,000株としている。

(3) 株式分割の効力発生日

平成23年5月1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とした。

(2) 新設の日程

平成23年5月1日

なお、前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下の通りであります。

| 前事業年度 (自平成20年11月1日 至平成21年10月31日) | | 当事業年度 (自平成21年11月1日 至平成22年10月31日) | |
|---|---------|---|---------|
| 1株当たり純資産額 | 686円44銭 | 1株当たり純資産額 | 899円39銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 161円23銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 221円39銭 |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p> | | <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。</p> | |

当事業年度(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)

重要な子会社等の設立

当社は、平成23年12月15日開催の取締役会において、アメリカ合衆国に子会社を設立することを決議いたしました。

1. 子会社設立の目的

北米地域における新規取引先の開拓、マーケティング活動、技術サポート機能の整備により、当該地域における収益機会をさらに拡大するため、潜在顧客を含むIT企業が多数集積しており、かつ最先端の技術及び情報が集まるアメリカ合衆国カリフォルニア州シリコンバレーに子会社を設立するものであります。

2. 設立する子会社の名称、事業内容、規模

(1) 商号 Morpho US, Inc. (予定)

(2) 事業内容 画像処理技術(製品)の販売支援、マーケティング、サービス等

(3) 資本金 64万USドル(予定)

3. 設立の時期

平成24年2月1日(予定)

4. 株主構成

株式会社モルフォ 100%

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 33,066 | 63,851 | 12,698 | 84,219 | 22,987 | 7,639 | 61,231 |
| 工具、器具及び備品 | 53,835 | 27,241 | 504 | 80,572 | 53,066 | 18,276 | 27,506 |
| 有形固定資産計 | 86,902 | 91,092 | 13,203 | 164,791 | 76,053 | 25,916 | 88,737 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 181,017 | 66,030 | 14,558 | 232,489 | 115,270 | 41,554 | 117,219 |
| ソフトウェア仮勘定 | 885 | 38,355 | 38,615 | 626 | - | - | 626 |
| 商標権 | 600 | - | - | 600 | 215 | 60 | 385 |
| 無形固定資産計 | 182,503 | 104,386 | 53,173 | 233,715 | 115,485 | 41,614 | 118,230 |
| 長期前払費用 | - | 136 | 19 | 116 | - | - | 116 |
| 繰延資産 | - | - | - | - | - | - | - |
| 繰延資産合計 | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社機能移転に伴う内装工事費用 増加額 43,803千円
 工具、器具及び備品 事務機器・通信機器 増加額 8,665千円
 ソフトウェア 開発用ソフトウェア 増加額 26,105千円

2. 長期前払費用は期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 短期借入金 | - | - | - | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 6,950 | 44,508 | 1.2 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | - | - | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 6,000 | 126,193 | 1.3 | 平成24年～29年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | - | - | - |
| その他有利子負債 | - | - | - | - |
| 合計 | 12,950 | 170,701 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 38,508 | 38,475 | 31,336 | 8,568 |

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 本社移転費用引当金 | 13,387 | - | 13,387 | - | - |

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ. 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------------|-----------|
| 現金 | 209 |
| 預金 普通預金 | 1,358,305 |
| 小計 | 1,358,514 |
| 合計 | 1,358,514 |

ロ. 売掛金
相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|--|---------|
| (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 139,752 |
| シャープ(株) | 70,691 |
| Sony Ericsson Mobile Communications AB | 43,863 |
| NECカシオモバイルコミュニケーションズ(株) | 18,060 |
| パナソニックモバイルコミュニケーションズ(株) | 17,124 |
| その他 | 106,097 |
| 合計 | 395,589 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 前期繰越高 (千円) | 当期発生高 (千円) | 当期回収高 (千円) | 次期繰越高 (千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) (A) + (D) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------------------|----------------------|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ | 2 (B) |
| 355,506 | 1,634,985 | 1,594,901 | 395,589 | 80.1 | 365 83.8 |

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

| 区分 | 金額(千円) |
|------|--------|
| 受託開発 | 239 |
| 合計 | 239 |

流動負債
イ．買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------------|--------|
| アイテック阪急阪神(株) | 16,687 |
| ユビキタス・テクノロジー(株) | 1,937 |
| (株)ジェットマン | 299 |
| 合計 | 18,924 |

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

| | 第1四半期 自平成22年11月1日 至平成23年1月31日 | 第2四半期 自平成23年2月1日 至平成23年4月30日 | 第3四半期 自平成23年5月1日 至平成23年7月31日 | 第4四半期 自平成23年8月1日 至平成23年10月31日 |
|--|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 売上高(千円) | - | 347,806 | 267,290 | 526,301 |
| 税引前四半期純利益金額又は 税引前四半期純損失金額 ()(千円) | - | 15,994 | 85,095 | 169,051 |
| 四半期純利益金額又は四半期 純損失金額()(千円) | - | 9,384 | 82,923 | 80,496 |
| 1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額()(円) | - | 8.14 | 70.01 | 56.08 |

(注) 当社は、平成23年7月21日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間及び当第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

決算日後の状況
特記事項はありません。

訴訟
該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--|---|
| 事業年度 | 毎年11月1日から翌年10月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| 基準日 | 10月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 4月30日 10月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料 |
| 公告の掲載方法 | 電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://www.morphoinc.com/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成23年6月15日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成23年6月30日及び平成23年7月11日関東財務局長に提出。
平成23年6月15日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第8期第3四半期）（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）平成23年9月14日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成23年7月11日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2（有価証券届出書に記載された内容の変更）に基づく臨時報告書であります。
平成23年7月22日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月8日

株式会社 モルフォ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの平成21年11月1日から平成22年10月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォの平成22年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年3月29日開催の取締役会決議に基づき、平成23年5月1日付をもって普通株式1株を200株とする株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 1月27日

株式会社 モルフォ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの平成22年11月1日から平成23年10月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォの平成23年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社モルフォの平成23年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社モルフォが平成23年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。